九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

特定物売買における危険負担(一)：明治前期民事判例研究(1)

五十川，直行
九州大学法学部助教授

https://doi.org/10.15017/1981

出版情報：法政研究. 60 (1), pp.1-69, 1993-11-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

論説

特定物売買における危険負担（一）

――明治前期民事判例研究(1)――

五十川　直　行

はじめに――問題の所在
一　三池鉱山震災損害賠償請求事件
(一)　三池炭鉱の官収・官営化とその展開
(二)　官営三池炭鉱の払下げ
(三)　勝立坑の水没をめぐる折衝（以上、本号）
(四)　訴訟の展開
(五)　小　括
二　民法典五三四条の定立

三　学説・判例の展開
おわりに

はじめに——問題の所在

危険負担[1]という「古今東西ノ法律家間ニ大激戦ヲ開ケル問題」[2]に関して、現行日本民法典五三四条一項は、広く、「特定物ニ関スル物権ノ設定又ハ移転ヲ以テ双務契約ノ目的ト為シタル場合」に、いわゆる債権者主義を採用している。しかしながら、同条は、元来、「余程惑ヒツツ先ヅ羅馬法ノ主義即チ既成法典ヲ変ヘナイ方ニ仮リニ原案ヲ定メテ」[3]法典調査会に提出され、二度に亙る審議[4]を経て定立されたものであった。したがって、学説が、現行日本民法典の制定直後[5]以来、継続して、五三四条の採用する債権者主義（買主危険負担主義）に対し疑義を表明してきたことは、起草者の予期するところであったといえる。のみならず、同条の起草立案者である富井政章博士自身が、明治末年まで、「立法論上及ヒ理論上ヨリ云ヘハ債務者主義カ正当ニアラスヤト思フ」[6]と改説されたことは、とりわけ、注視に値するところであろう。

日本民法学は、漸次、①「債権者主義ノ立法理由トシテ古来説明セラルルモノ頗ル多キニ拘ラズ一トシテ首肯ニ値スルモノナキ」[7]こと、②「之ヲ双務契約ノ性質ニ鑑ミ又之ヲ実際上ノ取引観念ニ顧ミ債権者主義ハ頗ル公平ノ観念ニ反スル」[8]こと、畢竟、③「我民法カ債権者主義ヲ採用シタルハ立法政策ヲ誤リタルモノト云ハサル可カラ」[9]ざること、以上のことを基本的了解として承認しつつ、遅くとも昭和初年までには、[10]五三四条に対する立法論的批判（適切な立場として、(a)所有者主義のほか、(b)ドイツ民法典の引渡〔登記〕時移転主義、[11](c)債務者主義、(d)危険分担主義が、それぞれ提唱さ

れた)、ならびに、同条の制限的解釈論（(i)商事売買限定説、(ii)特殊売買〔他人の物の売買、二重売買〕除外説、さらには、(iii)当事者意思の合理的解釈による適用除外説[12]、など）の大略を輩出せしめ、同条をめぐる論議の基本的方向性を獲得した。爾来、少数説として、債権者主義（買主危険負担主義）を擁護する立場もなお散見されるものの[13]、一般には、先の方向性を追蹤し、我妻栄博士の「支配」理論[14]、さらには、所有権（果実収取権を含む）移転時期に関する学説の展開等と接合させつつ、売買目的物の引渡時を画期点とする危険移転論が定着するに至っている[15]（取引実務にあっても、「民法の規定は、実務的に受入れ難いので、当事者が特約によって品物の引渡しの時に危険が移転する旨合意しているというのが、商取引の現状である」[16]とされている）。かくして、現行日本民法典五三四条については、直截に、「『民法五三四条はもはや存在しない』と、主張するべきではあるまいか」[17]、あるいは、「民法典の定めている危険負担原理が合理的ないわば生ける法によって有名無実化されている」[18]、などとまで語られているのが、今日の状況である。

現行日本民法典を継受した立法例[19]にあっても、タイ民商法典三七〇条[20]（一九二五年）[21]こそ、日本民法典五三四条に倣い債権者主義を採用したが、中華民国民法典（一九二九年）は、売買につき引渡時移転主義の立場に与した（同法典三七三条）[22]し、満州国民法典（一九三七年）は、端的に債務者主義を採用した（同法典五二四条）[23]点において、「大きな功績が見られる」[24]と評せられた。満州国民法典を「財産編の起草に当りほぼ全面にわたって直接的な参考」[25]とした韓国民法典（一九五八年）も、やはり、債務者主義を採用している（同法典五三七条）[26]。

しかしながら、判決例の存在が看過されてはならない。現行日本民法典の施行後、通常の特定物売買における危険負担をめぐる公表判決例は、わずかに四件[27]を数えるのみではあるが[28]、それら判決例では、いずれにおいても、五三四条一項の適用につき、全く疑念が呈されていないようにうかがえる[29]。ここにおいて、第一に、債権者主義（買主危険負担主義）を宣明する五三四条一項の法規範が、それぞれの具体的紛争事例において、依拠される具体的妥当性を

有し得ることが示されているのみならず[30]、翻って、第二に、これら民法判例の存在は、五三四条一項の立法（起草）当時の法状況を今一度精査すべきことを、強く示唆しているといえるであろう。

一般的に、各法制度（ないし、各法規定）の運用（ないし、解釈）に際しては、立法者（起草者）が立法（起草）当時、本来的に念頭に置いていた具体的紛争事例を子細に検証しておく作業が必須であると考える[31]。そして、このことは、特定物売買における危険負担を論じる場合、ことのほか的確に妥当するといえるように思われる。なぜなら、第一に、特定物売買における危険負担は、「日常ノ取引上屢生スル問題ニシテ危険負担ニ関スル場合中最モ重要ナル地位ヲ占ムルモノ」[32]であり、民法典で規定すべき事柄として、これほど、現行日本「民法ノ趣意」[33]に適う事項もないとさえいえること。それだけに、立法（起草）当時、より限定された局面を具体的焦点として、右問題が論議された可能性が推測される。第二に、危険負担が、論理必然的にその処理が帰結される問題ではなく、「事変によつて損害が生じた場合には何人をして諦めさすべきか」[34]という、すぐれて法政策的に解決されるべき問題であること。いわば、利益考（衡）量を前面に押し出し得る問題であるだけに、立法主義の選択にあたり、念頭に置かれた具体的利害状況の確定が、決定的に重要である。そして第三に、現在、日本民法学の大勢は、先述のとおり、引渡時危険移転主義を採るが、その場合、「五三四条との関係を抜きにし［た―筆者挿入、中略］議論を、安易にすることは、やはり適当でない」[35]と考えられること。危険負担に関して、日本民法典の一般的言辞と日本民法学の間に、いわば、接合しないままの膠着状態が見られるだけに、今後の危険負担論の展望のためにも、五三四条立法当時の法状況を再確認する作業が不可欠であると思われるからである。

そして、右の、五三四条立法当時の法状況を検証する作業にあっては、旧民法典[36][37]、さらには、「すでに高水準に至っていた日本民法学」[38]をも視野に入れるべきではあるが[39]、まずもって、同時期、民事裁判の場でその解決が模索された

現実の具体的紛争事例が存在しないかどうか、その探査が試みられる必要がある。ここにおいて、当時、「其の時までには嘗て無かつた大事件」[40]として、社会的に耳目を集めた具体的事件――すなわち、**大判（第一民事部）明治二七年一一月一三日**［三池鉱山震災損害要償ノ件（明治二七年民第一二八号）。三井三郎助　対　渡辺国武］[41]大審院判決録民事之部明治二七年四九四頁（大審院蔵版）・判例彙報三巻民事判例一九一頁にかかる事件――が、何より焦点とされるべきものとして浮かび上がる。

右の三池鉱山震災損害賠償請求事件は、第一に、まさしく、「危険負担ノ法則カ実際問題トシテ始メテ我国ノ法廷ニ現ハレタル」[42]事件であり、加えて第二に、その判決内容が二転しており（原告の請求を容れなかった第一審判決に対し、控訴審が、「民法上ノ原則」[43]から、「被控訴人ハ控訴人ニ対シ損害賠償ノ義務アルモノ」[44]として、差戻の判決をしたところ、大審院は、原判決は「他ノ法則ヲ不当ニ適用シタルモノ」[45]としてこれを破棄し、かつ自判して、原告の控訴を棄却する判決をした）、当時の民法学界においても、右事件に呼応して、真摯な考究が展開された（とりわけ、二度［明治二八年三月二三日および同年五月一八日］にわたる、法学協会討論会での論議[46]が重要である）ところであった。そして、何より第三に、右事件に対する大審院判決は、「其旨趣明瞭ニシテ恰モ本条［五三四条のこと―筆者］ノ主義ニ適合スル」[47]ものであり、「第五百三十四条の立法の沿革に付ては明治二十七年一一月一三日大審院判決［中略―筆者］参照」[48]と位置付けうるほど、右事件は、五三四条の定立と直截に連結するものであった（右事件の大審院判決に関与した二名の判事［高木豊三判事および井上正一判事］が、法典調査会委員として、五三四条の立法にも参画していた事実[49]は、何より示唆的に思われる）。

以上のように、三池鉱山震災損害賠償請求事件は、現行日本民法典五三四条の起草・立法とのかかわりで核心的意義を有しており、いわば、わが国における危険負担問題の原点とでも目すべき存在であるにもかかわらず、従来の論議では完全に脱け落ちていた感がある。なるほど、ことに財産法の領域において、現行日本民法典施行後の理論的展

開は「民法施行前の判例とは連絡がない」[50]と語られてはいる。しかしながら、このこと（いわば、民法典施行の前後に断層が存在するという認識）自体が、実証的に検討されるべき事柄であり（一般的にいって、〝民法施行前の判決例〟への立ち入った考察は、ほとんど手付かずの状態である）[51]、具体的な司法的実践（朝野法曹による具体的法形成・法実現）のありかたからは[52]、むしろ、民法典施行前後の連続性が憶測されるのではないか。そして、ことに、現行日本民法典五三四条の場合には、三池鉱山震災損害賠償請求事件との近親性ゆえに、右事件の立ち入った検討が必須のものとして要請される。

さらに、右事件には、次のような日本近代法史上の一般的意義も認められる。第一に、「明治裁判史上著明な事件」[53]として、事例的意義があること。①訴額が六六万余円（現在の時価に換算すれば、少なくとも二〇億円以上に相当するであろう）と、「明治政府の裁判所になつてから受理した、最高金額の事件であつた」[54]し、②訴訟当事者が、「原告は既に財界の霸者と許された三井組であり、被告は大蔵大臣即ち政府である」[55][56]。そのうえ、③訴訟代理人が、原告側に「当時官職ヲ抛チテ弁護士ノ職ニ就キタル江木衷氏」[57]等、被告側に「当時の代表的大法曹」[58]菊池武夫博士等、という陣容を備え、いやがうえにも社会的関心を集めた紛争事例であった。第二に、明治二〇年代後半という時期における判決例として、司法的実践における外国法摂取の顕著な実例を提供するものであること。すなわち、「当時独逸法ノ我国ニ入ルコト日尚ホ浅ク債務者主義ハ我法曹界ノ大勢ヲ動カスニ足ラサリシヲ以テ、本件ノ裁判ハ結局英法ノ所有者主義ニ依ルヘキカ将タ又仏法ノ債権者主義ニ従フヘキカノ一点ニ帰着シ茲ニ端ナク英仏両学派ノ争ヲ法廷ニ実現スルノ奇観ヲ呈スルニ至レリ」[59]と回顧されており、ここにおいて、より広い文脈から、多角的に、右事件を検討する意味が確認される。

本稿は、以上の基本的な問題関心にもとづき、特定物売買における危険負担について、わが国における論議の出発

点を確定すべく、三池鉱山震災損害賠償請求事件を検討の対象とするものである。あわせて、明治初年以来現行民法典の成立に至るまでの時期の民事判例（筆者は、これを〝明治前期民事判例〟と呼ぶことにしたい）は、筆者の考えるところ[60]によれば、日本民法学の生成および展開にとって、さらには日本近代法史にとって、きわめて重要な意味を有している。筆者は、今後、その具体的検証作業を継続的に推進する予定であるが、本稿は、その研究の端緒として、右事件を検討の素材とするものである（〝明治前期民事判例研究(1)〟という副題を付したのは、この趣旨である）。

＊本稿の執筆に際しても、多くの方々に御支援をいただいた。とりわけ、三池鉱山震災損害賠償請求事件に関する民事裁判原本の閲覧については、荒井史男判事（東京地方裁判所所長代行）、斎藤隆民事訟廷管理官（東京地方裁判所）、八木一洋判事補（福岡地方裁判所第一民事部）の各氏に御尽力をいただいた。また、三池炭鉱に関する諸情報の入手については、荻野喜弘教授（九州大学石炭研究資料センター）に御教示をいただいた。ここに記させていただき、深甚の感謝を申し上げる。

(1) 梅謙次郎博士によれば、危険負担とは、双務契約にあって、「一方ノ債務ノ目的カ天災ニ因リテ履行不能ト為リシトキハ他ノ一方ノ債務ハ当然消滅スルヤ否ヤノ問題ニシテ其適用ハ世上ニ最モ頻繁ナル売買ニ於テ最モ多ク之ヲ見ルモノナリ」（梅・民法原理債権総則完（一九〇二年）六一頁〔信山社復刻叢書法律学篇17、一九九二年〕）。

(2) 加藤幹雄「討論・第三席」法協一三巻五号三九五頁（一八九五年）。

ド・ベッカーも、危険負担の問題は、「古くから見解が非常に分かれた複雑な問題（knotty question）であり、この点に関する立法状況は、現時点ではなお、諸国において同一とはいえない」（J.E. de Becker, *The Principles and Practice of the Civil Code of Japan*, p.361 [Butterworth, 1921]）とする。

(3) 甲第三〇号議案中の原案五三二条（現五三四条）を審議した第七九回法典調査会（明治二八年〔一八九五年〕四月一九日）における、富井政章博士による提案説明中の言葉（傍点は筆者）――法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法資料叢書（以下、単に「立法資料叢書」）三・法典調査会民法議事速記録（以下、単に「民法議事速記録」）(三) 七六七頁（商事法務研究会、一九八四年）。

(4) 現五三四条一項の法理は、前出注(3)の議事に先立ち、第五五回法典調査会（明治二八年〔一八九五年〕一月一一日）において、甲第二〇号議案中の原案三九九条（その提案説明者は、穂積陳重博士である）をめぐり審議されていた。

さらにいえば、現行日本民法典五三四条一項は、以上の二度に亙る法典調査会における審議に加え、第一一回民法整理会（明治二八年〔一八九五年〕一二月二八日）における修正ののち、確定されたものである（なお、第九回帝国議会の民法審議における修正は経ていない）。

右確定に至るまでの詳細、ならびに、同条と実質的にも論理的にも密接な関連を有する他の民法諸規定――とりわけ、現行日本民法典四八三条、五七五条、さらには、原案五三七条（第一一回民法整理会で削除されている）――の定立された経緯については、後の二で扱う。

(5) 従来、一般には、「民法制定後、暫くは、五三四条に関し特に疑義は述べられ」なかった（船越隆司「買主の危険負担法理に対する考察と再構成(三・完)」判時一〇五三号四頁〔一九八二年〕）、あるいは、「民法典制定の当初は、民法学者の多くもこの買主危険負担主義を支持していた」（半田吉信「危険負担」星野英一編集代表・民法講座5契約七九頁〔有斐閣、一九八五年〕）、などとされている。

しかしながら、のち三に見る岡松参太郎博士、土方寧博士（法典調査会委員でもあった）などに代表されるとおり、明治三〇年代当初より（厳密には、民法典制定以前の論議を継承しつつ）、同条に対する疑義が表明され続けていたというべきであろう。

(6) 富井博士（述）・債権各論完七八頁（非売品・石田松之助、一九一四年）。

なお、富井政章博士は、東京帝国大学において、明治四五年度の〝債権法講義〟を担当された（後掲②の東京大学所蔵本・債権法講義下巻の最終頁には、「明治四十五年五月廿日終了」と記されている）ようである。右講義については、二種類の講義録――すなわち、①大正三年（一九一四年）九月二二日発行、発行兼編輯者石田松之助の非売品として、債権総論完および債権各論完の二巻本、②発行の経緯は不詳であるが、「明治四十五年度（東大）富井博士述」との頭書がある非売品（東京大学附属図書館蔵）として、債権法講義上巻および下巻の二巻本――が現存しており、ことに①の二巻本の方がより完全に近い講義録といえる。

これら講義録には、その存在自体が、富井博士の公刊文献中の空白部分を埋める意義があるのみならず、その具体的内容においても注目すべき箇所が数多く散見され、甚だ重要な文献であることは疑いないところである。①の二巻本の講義録が、近く、信山社より復刻刊行の運びであることを喜びたい。

右講義録における富井博士の立論の詳細については、三で触れる。

(7) 末弘厳太郎・債権各論一五六頁（有斐閣、一九一八年）。また末弘博士は、昭和二年（一九二七年）の講義において、「古カラコノ債権者主義ヲ弁護スル学説ガ企テラレタガ、現在ハ第五三四条ノ規定ガ宜シクナイト云フコトニ一致シテヰル」（末弘厳太郎（述）・債権法各論　昭和二年東京帝国大学講義四九頁（傍点は筆者）〔非売品・九州大学附属図書館蔵〕）といわれた。

我妻博士も、五三四条における債権者主義の採用につき、「学者はその理由をいろいろと説明しようとしているが、充分納得のいく説明はできないようである」（我妻栄・民法一九二頁〔勁草書房、一九五一年〕）とされた。

(8) 磯谷幸次郎・債権法論（各論上巻）一八八頁（厳松堂書店、一九二六年）。

右著者である磯谷判事が、本稿の検討対象である三池鉱山震災損害賠償請求事件につき、その第一審判決の「主任判事トシテ其裁判ニモ与」（同書一九〇頁）されていたことは特記に値する。

(9) 磯谷・前出注(8)一八九頁。

穂積重遠博士も、「我民法が債務者主義を以て一貫しなかつた立法上の失策」（同・債権各論担保物権二一頁（傍点は筆者）〔有斐閣、一九二八年〕）を論難された。

(10) 立法論的批判のみならず、五三四条の制限的解釈論が、従来一般に理解されているところよりずっと早く、すでに大正年間中には、おおよそ出揃っていたと認識すべきことにつき、参照、近藤英吉「所謂『危険負担』に関する疑問—芸妓の前借金返還の要否—」法叢一七巻五号一二二頁以下（一九二七年）、さらには、前出注(7)で引用した末弘博士の講義内容。

詳細は、三で検討する。

(11) 日本民法学では、立法論として、いわゆる〝債務者主義〟を適切としつつ、その具体的採用例としてドイツ民法典三二三条および四四六条を挙げる立場（典型的なものとして、たとえば、磯谷・前出注(8)一八四頁）が、徐々に優勢になっていった。

しかしながら、ドイツ民法典三二三条一項第一文は、双務契約一般につき債務者主義の原則を明定しているものの、四四六条は、動産売買について引渡、不動産売買について登記または引渡の時をもって危険を移転させており、ことに登記経由時を画期とする点で、「所有者危険ヲ負担ストノ思想ニ影響セラレ」ている（末弘厳太郎「双務契約ト履行不能（四、完）」法協三四巻六号一二六頁〔一

九一六年)。末弘博士は、このことから、ドイツ民法典の立法主義を「所有者主義ヲ原則トシテ之ニ多少ノ変更ヲ加ヘタルモノニ過キスト解スルヲ正当ト信ス」(末弘・右掲論文(三)法協三四巻五号六〇頁(一九一六年)。同旨、末弘・債権各論・前出注(7)一五八頁)とされた)。

したがって、ドイツ民法典の引渡(登記)時移転主義は、いわゆる債務者主義とも所有者主義とも区別して、独立の立場として論じることが適当であると考える。

(12) 「当事者の暗黙の合意」の推定による五三四条適用除外説は、従来一般に、山中博士の見解(山中康雄・契約総論二一七頁(弘文堂、一九四九年))をもって、その嚆矢とされている(たとえば参照、船越・前出注(5)六頁、水本浩・債権各論(民法セミナー5)三三頁(一粒社、一九七九年)、など)。

しかしながら、当事者意思の合理的解釈による五三四条適用除外説は、すでに昭和初年、近藤博士(近藤・前出注(10)一二八頁以下)によって表明されていたことを確認する必要があろう。詳細は、三で検討する。

(13) たとえば、村上恭一・債権各論一一五頁(厳松堂書店、一九二一年)、岩田新「危険負担論(一)」新報四四巻八号二二頁以下(一九三四年)、三宅正男・契約法(総論)九六頁以下(青林書院新社、一九七八年)、など。

(14) 我妻博士の「支配」理論の先駆けとして、横田博士の見解(横田秀雄・債権各論一一五頁以下(清水書店、一九一二年))が看過されてはならない。詳細は、三で検討する。

(15) 今日の学説についての詳細は、三で検討する。

(16) 新堀聰・国際統一売買法—ウィーン売買条約と貿易契約—一一九頁(同文館、一九九一年)。

(17) 石田喜久夫・現代の契約法七五頁(日本評論社、一九八二年)。

石田教授は、続けて、「明らかに当事者の意思に反する任意法もまた『立法者の誤り』ないし『現実の一般意思に反する』ことを理由に、これを法として扱わない、と主張することは、解釈学の埒内に属し、それに従事する者に課せられた責務というべきだ、と信じる」(右掲書七六頁、傍点は原文)といわれる。近藤博士も、すでに昭和初年に、民法の「規定が、危険負担について、当事者の通常の意思を妥当に代表せざる限り、之を以て解釈規定として取扱ふことは許されない」(近藤・前出注(10)一二八頁)とされていた。

(18) 半田・前出注(5)九八頁。

(19) 筆者は、現行日本民法典を母法とする立法例として、タイ民商法典、中華民国民法典、満州国民法典、および、韓国民法典の四

法典は、「日本民法学史上の意味のみならず、ひろく日本(民)法の比較法学上の位置測定にあっても、甚だ有益な視点を提供する」（五十川直行「日本民法に及ぼしたイギリス法の影響〈序説〉」加藤一郎先生古稀記念・現代社会と民法学の動向下――民法一般――一五頁注(30)〔有斐閣、一九九二年〕）ものであると考える。

従来、わが国で比較（民事）法が論じられる場合には、そのほとんどが、ヨーロッパ法さらに英米法を念頭に置くものであった。現行日本民法典の定立、日本民法学の展開も、「幕末以来今日に至る、『総体としての西欧(民)法の摂取』という大きく長いプロセス」（五十川・右掲論稿五三頁注(153)）に包摂される以上、アジア法への関心が希薄であった（一般に、いわゆる〝アジア研究〟において、「ひとり法律学の研究が他の専門分野の研究に比べていちじるしく遅れていることは、だれも否定しがたいであろう」〔山崎利男＝安田信之（編）・アジア諸国の法制度〈改訂版〉三頁（アジア経済研究所、一九八二年）〔山崎利男　執筆〕〕と認識されている）ことも、頷けることではある。

しかしながら、現行日本民法典の制定・施行から一〇〇年という大きな節目を眼前に控え、日本民法典（さらには、日本民法学）の有する意義を世界法的見地で（広く非西欧諸国の民事法をも視野に入れて）論じるべき場合には、その端緒として、現行日本民法典を継受したこれら四立法例の民事法典の存在に注視しなければなるまい。筆者も、右四例のアジア民事立法への考究を手始めとして、さらに、一般的に、〈比較アジア民事法研究〉を推進したく考えている（アジア法研究に関しては、近時、安田信之教授の一連の精力的研究、アジア法叢書〔成文堂〕の展開、などが見られる）。

(20) タイ民商法典は、タイ国における法典編纂事業の中核として、およそ三〇年に亙る準備ののち、最終的には一九三五年に完成した、全六編（第一編総則、第二編債権債務関係、第三編契約各則、第四編物権、第五編親族、第六編相続）一七五五条より成る甚だ浩瀚な近代法典である。その後若干の修正も施されたが、同法典は、現在もタイ民事法の定礎であり、「その有する柔軟性、および、その解釈者、ことに最高裁判所裁判官の巧妙な解釈によって、この法典は、現代社会の変転する要請に非常にうまく適応している」(Sansern Kraichitti, 'The Legal System in Thailand', 7 Washburn L.J. 239, at 243 (1968)) と評されている。

筆者の考えるところによれば、タイ民商法典の比較法学的検討は、日本民法学にとって喫緊の課題である。なぜなら、第一に、その編纂の歴史的・政治的経緯等において、日本民法典とタイ民商法典が、極めて酷似すること。両法典は、等しく、アジアの非植民地国である日本とタイにおいて、同時代的に進行した〝西欧（民）法の可及的摂取〟というプロセスの結実であった。タイの場合、①西欧列強国との不平等条約（イギリスとのバウリング〔Bowring〕条約〔一八五五年四月一八日締結〕以来）の存在、②チュラロンコーン国王（King Chulalongkorn,〔Rama V〕, 在位一八六八年――一九一〇年）の、「近代的司法システムを摂取しなければ、タ

イは独立を保持しえないし、統治者も権力を掌握しえない」(Direck Jayanama, 'The Evolution of Thai Laws', 4 Foreign Affairs Bulletin 791, at 800 (1965)) との認識、③留学生派遣事業が推進され、ラピー殿下 (Prince Rapee of Rajburi.チュラロンコーン王の第一四子。オクスフォード大学クライスト・チャーチに留学し、帰国後の一八九六年に司法大臣に就任、のち、法典編纂委員会〔刑法典の立法につき一八九七年に設置されたのに続いて、民商法典の立法につき一九〇九年に設置された〕を主宰するなど、タイの「法律の父」として知られている。一八七四年生―一九二〇年没) を始めとする多くの留学経験者が、外国人(ことに、フランス人) の法律顧問のもとで、立法に参画したこと、等を指摘することができる。何より第二に、タイ民商法典が摂取した「西欧民法」の具体的内容において、タイ民商法典に及ぼした日本民法典の直接的影響が、相当以上に大きいこと。一般に、タイにおける西欧法典の継受の基本的ありかたにつき、'from English, through French, to German Law'と語られている (Preedee Kasemsup, 'Reception of Law in Thailand—A Buddhist Society', in M. Chiba (ed.), *Asian Indigenous Law—In Interaction with Received Law* (KPI, 1986), pp. 292—293. 同箇所では、この転移の典型例として、タイ民商法典が挙げられ、日本民法典を通じた、ドイツ法の間接的影響が論じられている)。しかし、①タイ民商法典の編纂に際しては、タイ政府の法律顧問として、政尾藤吉博士が指導的役割を果したようである (同博士につき、参照、石井米雄ほか監修・東南アジアを知る事典二九一頁〔平凡社、一九八六年〕)し、②同法典の財産法部分 (第四編物権〔一四三四条〕まで) の立案に際し、具体的に参酌された立法例を検討すれば、「日本法のタイ法に対する影響が想像するよりも大きいことをうかがうことが出来る」(平良「タイ・日本民商法比較」法研五八巻七号一二四頁〔一九八五年〕。平教授が入手された、タイ民商法典の「立法当時作成されたといわれる資料 (著書名も発行年数も分らないタイプ版の資料)」、すなわち、「タイ国民商法を、ドイツ、フランス、スイス、日本、そしてイギリス (インドを含む) と比較し、さらに補充の形でそれ以外の国々の民商法と対照している」〔平・右掲論稿同箇所〕資料に拠れば、「ドイツ、フランス法等への参照が少なく、もっぱら日本法が参照されている条文はさまざまなところに散見することができる」〔平・右掲論稿一二三頁〕)。そして、第三に、以上のような、タイ民商法典の日本民法典との近親性にもかかわらず、従来の日本民法学 (ひいては、日本法律学全体) が、タイ民商法典を考究の対象としてこなかったこと。①法典編纂作業自体、「日本とタイの法典化は、同じアジアの非植民地国の法典化という点で興味深い比較の対象であるにもかかわらず、法律学の側からの研究は皆無に近い」(安田信之「アジア諸国の契約法」遠藤浩ほか監修・現代契約法大系第八巻国際取引契約(1)五〇頁注(7)〔有斐閣、一九八三年〕) とされているし、②等しく、現行日本民法典を母法とするアジアの四立法例 (参照、前出注(19)) のうち、中華民国民法典、満州国民法典、および韓国民法典 (これら三法典と日本民法典は、〈漢字圏民法典〉として総称しえるものと思われる) については、近時、韓国の研究者による優れた比較研

究（参照、後出注(25)）があり、また、前二法典については、立法当時の日本の研究者による概説書等も存在している（ことに、満州国民法典には、穂積重遠博士および我妻栄博士が、「審核」として関与された）が、タイ民商法典については、戦前戦後を通じて、日本民法学からの寄与は全く見当らず、等閑視されているといえる程であるからである。

筆者は、以上の基本的関心のもとに、現在、〈タイ民商法典の比較法的研究〉を手掛けている。

なお参照、後出注(21)。

(21) タイ民商法典三七〇条

「双務契約の目的が特定物に関する物権の設定または移転である場合において、その物が債務者の責に帰すことのできない事由によって滅失または毀損したときは、その滅失または毀損は債権者の負担とする。

不特定物に関しては、第一九五条第二項の規定に従い、その物が特定した時より、前項の規定を適用する」（谷川久監修・タイの契約法五五頁〔アジア経済研究所、一九七二年〕）。

元来、「タイ民商法典の第一、第二および第三編は、まず英語で起草され、そののち、タイ語に翻訳された」（Yut Sangoudhai, 'Foreword', in : Prasobchai Yamali & Watana Ratanawichit, *The Civil and Commercial Code, Books I-VI*, p.iv [Wichit Nilapaichit, 1962]）のであるから、同法典第二編三七〇条についても、英語テクストを参酌する意義がある。同条の英語テクストは、たとえば次のとおりである（Kamol Sandhikshetrin, *The Civil and Commercial Code, Books I-VI*, p.65 [Nitibannagarn, 1991]）。

——Section 370. If the object of a reciprocal contract is the creation or transfer of a real right in a specific thing, and such thing is lost or damaged by a cause which is not attributable to the debtor, the loss or damage falls upon the creditor.

To a non-specific thing the provisions of the foregoing paragraph apply from the time when the thing has become specific in accordance with the provisions of Section 195 paragraph 2.

右条文の文言は、現行日本民法典五三四条そのものと判断することができるほどである。したがって、たとえばドイツ民法典三二三条などの言辞と比較すれば、タイ民商法典三七〇条（ひいては、タイ民商法典全般）につき、日本民法典五三四条（ひいては、日本民法典全般）の直接的影響を推測することは、きわめて自然であろう。

さらに参照、前出注(20)。

(22) 中華民国民法典三七三条

「売買ノ目的物ノ利益及危険ハ交付ノ時ヨリ総テ買主之ヲ受ケ又ハ之ヲ負担ス　但契約ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス」（満鉄調査課・国民政府制定中華民国民法対訳一〇八―一〇九頁〔南満州鉄道株式会社、一九三〇年〕）。

(23) 満州国民法典五二四条

「双務契約当事者ノ一方ノ債務ガ当事者双方ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハザルニ至リタルトキハ債務者ハ反対給付ヲ受クル権利ヲ有セズ」（満州司法協会(編)・満州帝国六法（日文）民事法二五頁〔一九四二年〕）。

(24) 柚木馨・満州民法読本一五三頁（満州有斐閣、一九四二年）。

(25) 鄭鍾休・韓国民法典の比較法的研究三〇八頁（創文社、一九八九年）。

(26) 韓国民法典五三七条

「双務契約の当事者の一方の債務が当事者双方の責に帰すべからざる事由によつて履行することができなくなつたときは、債務者は、相手方の履行を請求することができない」（法務大臣官房司法法制調査部(編)・韓国主要法令集三二三頁〔ぎょうせい、一九七九年〕）。

(27) 以下の四判決例である。

(1) 長崎控判昭和八年三月二〇日〔佐藤政吉　対　株式会社共同野村銀行〕新聞三五六〇号五頁（裁判官：日下厳、武富義雄、安倍恕）。

(2) 最（三小）判昭和二四年五月三一日〔大泉春太郎　対　山中航空機株式会社〕民集三巻二二六頁（裁判官：長谷川太一郎、井上登、島保、河村又介、穂積重遠。評釈として、山本桂一＝鴻常夫・判民一九事件、浅井清信・民商二六巻五号三六頁、森泉章・法学一六巻四号八八頁、岩本軍平・売買（動産）判例百選八〇頁、がある）。

(3) 福岡高裁宮崎支判昭和三六年八月二九日〔浜井優光　対　合資会社大野商会〕下民集一二巻二〇八頁（裁判官：竹下利之右衛門、後藤寛治、横山長）。

(4) 秋田地判昭和四〇年五月一二日〔雄平仙クボタ販売株式会社　対　小松正男〕判時四一六号七六頁（裁判官：高木積夫、篠原曜彦、菅原敏彦。評釈として、玉田弘毅・判評八六号七頁、神崎克郎・神戸一五巻一号一六八頁、がある）。

(28) 公表判決例がきわめて少ないことに関連して、加藤教授は、「私人の間では、売主が代金を請求しない例が多いのではないか」（加藤一郎・民法教室債権編二二七頁〔自治日報社出版局、一九七二年。初出は、時法二五〇号（一九五七年）〕）とされた。右のように語られるとき、想定されている具体的紛争事例は、売買目的物の引渡前において目的物が滅失・毀損した場合であると思われる。

(29) 水本浩教授も、五三四条一項の適用につき、「学説がその制限に熱心なわりには、判例上争いがない」（水本・前出注(12)三八頁）とされる。筆者の理解するところによれば、判決例は、学説が一般に念頭に置いている場面（参照、前出注(28)）とは異なる紛争事例（売買目的物がすでに引渡済である場合）を扱っている。判決例の詳細は、のち三で検討されるが、本稿の検討対象である三池鉱山震災損害賠償請求事件の場合も、鉱山および付属物件の引渡は完了していた事案であった。

(30) 各判決例のそれぞれにつき、立入った検討が必要なことはもちろんである。のち三で検討される。

(31) 星野教授は、法律の解釈の際にも、「その法律の作られた目的、つまり、立法者、場合により起草者がどのような社会問題をどのように解決しようとしていたか、ある種の利益をどのように保護しようとしていたか、反対の利益をどのように抑制しようとしていたか、それはどういう価値判断に基づいていたかを知ることが、なんといっても大事なこと」であり、立法者や起草者の考えを「調べることは、妥当な解釈の必要条件ではないが十分条件であるといえる」（星野英一「民法の解釈のしかたとその背景（上）」法教九五号五八頁、六〇頁〔一九八八年〕）とされる。

平井教授も、「法律家的能力が最も試される時」、すなわち、「これまで全く議論されていなかった法律問題、考えたこともないような法律問題に直面させられた時」において、右「問題を考える際の最も有力な手がかりが、或る制度や条文は本来どのような場合を念頭において想定されたのかを理解しておくこと」である（平井宜雄・債権総論〔はしがき〕二頁〔弘文堂、一九八五年〕）との基本的認識を示されている。

この点、たとえばイギリスでは、制定法の解釈に関するコモン・ローのルールとして、立法時の審議等を考慮してはならず、「できうる限り、制定法の文言自体に、その意味を語らさせなければならない」（W. Geldart (ed. by D.C.M. Yardley), *Introduction to English Law*, 10th ed., p.4 [OUP, 1991]）との準則が語られる。

法解釈における、立法者（起草者）意思の位置付けは、困難な問題である。しかし、具体的法制度（ないし　法規定）の定立が、個別具体的に特定化された紛争事例に対する法的ルールの一般的定式化である、という特質を免れない以上、いわば、立法の射程を検討する意味からも、立法当時、具体的に念頭に置かれていた紛争事例を確定しておく作業は、法解釈等の基礎として、やはり不可欠であると考える。

(32) 磯谷・前出注(8)一八三頁。

(33) 梅謙次郎博士は、乙第一一号第二議案（「債権者間ノ連帯ハ之ヲ民法中ニ掲ケサルコト」）を審議した第四回民法主査会（明治二六年〔一八九三年〕六月二日）において、次のように発言した。

「法律デ規定スルノハ常ニ起ル事柄デアツテ動モスレバ法律上裁判官ガ裁判ヲスルニ便利ヲ感ズルト云フ様ナ規程ヲ設ケテ置クト云フノガ民法ノ趣意デアラウト思ヒマス然ルニ極メテ稀ナ事デ或ハ起ルカモ知レヌト云フ様ナ老婆心カラ法典ニ掲ゲテ置クト云フノハ如何デアラウカ」（立法資料叢書一三・民法主査会議事速記録九二頁（商事法務研究会、一九八八年））。

(34) 末川博・契約総論一一八頁（弘文堂書房、一九三二年）。危険負担に関する、末川博士の基本的問題設定については、参照、末川・右掲書一一二―一一三頁。

(35) 加藤一郎「民法の解釈と利益衡量」法教二五号二九頁（一九八二年）。加藤教授は、「利益衡量論の濫用を防ぐ、という例」として、危険負担をとりあげられ、五三四条を簡単に無視すべきではなく、「一種のフィクション」ではあるが、「何かひとつそこに意思を媒介にして説明する」など、「合理性、納得性のある説明をして条文と結びつけないと、勝手な議論になるおそれがある」（右掲論稿同箇所）とされた。

筆者の考えるところによれば、五三四条自体が体現している利益考（衡）量の実相を、同条の立法（起草）当時、具体的に念頭に置かれていた紛争事例とのかかわりで確定する作業が、まずもって試みられなければならない。

(36) ボアソナードの起草にかかる旧民法典財産編・財産取得編・債権担保編・証拠編（明治二三年法二八号）は、明治二三年（一八九〇年）四月二一日に公布された。明治二六年一月一日に施行を予定されたが、いわゆる〈法典争議〉にかかり、明治二九年一二月三一日まで施行を延期され（明治二五年一一月二四日。明治二五年法八号）、さらに、現行民法典第一編・第二編・第三編の制定により、明治二九年四月二七日に廃止された（明治二九年法八九号）。

日本人起草者にかかる旧民法典財産取得編（一三章―一五章）・人事編（明治二三年法九八号）は、明治二三年（一八九〇年）一〇月七日に公布された。明治二三年法二八号と同様の経緯で、明治二六年一月一日の施行予定が同二九年一二月三一日まで延期され、加えて、明治三一年六月三〇日まで施行を再延期され（明治二九年一二月二九日。明治二九年法九四号）、さらに、現行民法典第四編・第五編の制定により、明治三一年六月二一日に廃止された（明治三一年法九号）。

旧民法典を構成する右二つの法律の公布日に関して、穂積陳重博士は、それぞれ、明治二三年法二八号は、「一八九〇年三月二七日に」、また、明治二三年法九八号は、「一八九〇年一〇月一六日に」、「publishされた」（Nobushige Hozumi, *Lectures on the New Japanese Civil Code as Material for the Study of Comparative Jurisprudence*, 2nd ed., p.14 [Maruzen, 1912]）といわれる。旧民法典の公布日に関する穂積陳重博士の右認識が、単なる誤解なのかどうか、遺憾ながら詳らかになしえない。

(37) 旧民法典（ボアソナード民法典）の意義につき、一般的に参照、星野英一「日本民法典及び日本民法学説におけるG・ボアソナー

ドの遺産」加藤一郎先生古稀記念・現代社会と民法学の動向下（前出注(19)）五七頁以下。

旧民法典が、わが国の法学教育、法学研究に与えた影響については、参照、五十川・前出注(19)一九頁、二五頁など。

旧民法典が、司法的実践（朝野法曹による具体的法形成・法実現）に与えた影響については、旧民法典は施行を延期されており、「当然之に準拠することも出来な」かった（原嘉道（述）・弁護士生活の回顧一九三頁〔法律新報社、一九三五年〕）とされている。しかしながら、旧民法典の採用した法理が、明治八年（一八七五年）六月八日太政官布告第一〇三号の第三条にいう「条理」の具体的内容として、司法的実践に対して、少なくとも間接的な影響を与えたと見るのが自然ではないか。穂積重遠博士も、「旧民法の規定が未施行中に〔中略―筆者〕、『法理』とか『条理』とか『慣習』とか云ふ名の下に実際適用されたこと」（穂積重遠・有閑法学一〇三頁〔日本評論社、一九三四年〕。穂積重遠博士は、この現象を『施行前の適用』〔同箇所〕と呼称される）を指摘される。もっとも、その具体的検証作業は、今後の課題というべきである。

(38) 五十川・前出注(19)二五頁。

明治二〇年代はじめには、日本民法学（ひいては、日本法律学全般）が相当程度以上の水準に達していたものと推測される。たとえば、明治二三年（一八九〇年）の劈頭に、「今年以後は、前日に比して、一層、法学社会の多忙なる機運に臨めり。此多忙の社会に立つ者は、官吏人民、ともに、学術の研究、就中、最も進歩したる、法律学の研究に、力を尽くさゞるべからず」（執筆者不明「明治廿三年の新文壇に登りて日本之法律改良の趣旨を明かにす」日本之法律二巻一号三頁（傍点は筆者）〔一八九〇年〕）との言が見える。また、わが国において法律用語法が確立したのも同時期のことと思われる。参照、後出注(141)。

なお、筆者が想定している「日本民法学の史的展開の時期区分」（第一期・草創期―明治一四年以降、第二期・確立期―明治二三年以降、など）については、参照、五十川・前出注(19)四六頁注(130)、二四頁以下。

(39) のち、一(四)および二で検討する。

(40) 原・前出注(37)一八八頁。

(41) 原告は三井組の代表者、被告は大蔵大臣であるから、正確にいえば、「三井組　対　国」と表示すべきところである。しかし、当時の大審院判決録の表示方法では、「国が訴訟当事者たる場合にも、大審院判決録には、国を代表した官吏個人の氏名を表示するだけで、官吏の資格さへ掲げて居ない」（原・前出注(37)九六頁）。

原弁護士は、その理由について、「当時の大審院判決録を編纂する人が、法人其の他社団が権利主体たることの観念に乏しかつた為め」であるとし、「我邦の法律界の甚だ幼稚であつたことが窺はれる」（ともに、原・同書同箇所）と評している。

(42) 磯谷・前出注(8)一八九頁［註］。

(43) 明治二六年民事裁判原本―(ワ)自第二六一号至第四〇〇号―三三四丁表（東京地方裁判所蔵、和綴墨書）。

(44) 明治二六年民事裁判原本・前出注(43)三二七丁裏。

(45) 大審院判決録民事之部明治二七年五〇九頁（大審院蔵版）・判例彙報三巻民事判例二〇〇頁。

(46) 二度にわたる法学協会討論会についての簡略な記事として、参照、法協一三巻四号三六〇頁および同・同巻六号五五六頁（いずれも、一八九五年）。

右討論会での論議内容等については、のち、二で検討する。

そして何より、右法学協会討論会の開催時期が、法典調査会における五三四条審議の時期（参照、前出注(3)および注(4)）と交錯するほど、時間的に近接していることに、注目する必要があろう。

(47) 長谷川喬（講述）・民法債権編講義［巻之二］五六頁（明治法律学校講法会出版、出版年は一八九六年と推測される）。

なお、右書は、第九回帝国議会において、民法中修正案の審議を貴族院が「可決シ今ヤ則チ裁可ノ奉請中ニ在ルヲ以テ其発シテ法律トナルハ蓋旬日ヲ出テサル可キナリ」（同書六頁）という時期（したがって、明治二九年〔一八九六年〕三月末から四月始め）に為された講義を活字化したものである。

著者の長谷川喬大審院判事は、「よく意見を述べ」た（仁井田益太郎発言「仁井田博士に民法編纂事情を聴く座談会」法時一〇巻七号二五頁〔一九三八年〕）と回顧される法典調査会委員であり、たしかに、同判事は、法典調査会における民法典審議の全般にわたり、際立って積極的な寄与をしている（その代表例として、たとえば、現行日本民法典四一六条の定立に直結する「長谷川修正案」〔参照、立法資料叢書三・民法議事速記録(三)・前出注(三)七三頁以下〕などを挙げうる）。

したがって、右書には、現行日本民法典の立法に関与した者によるきわめて早い時期のコンメンタールとして、補助委員の松波仁一郎＝仁保亀松＝仁井田益太郎・帝国民法正解（日本法律学校）と相並び、甚だ重要な意義が認められなければならない。

(48) 中村万吉・増訂債権法各論（早稲田法政学会、一九二九年）三二ノ一頁。

(49) 五三四条の立法の具体的経緯等については、のち、二で検討する。

(50) 仁井田益太郎発言「仁井田博士に民法編纂事情を聴く座談会」前出注(47)二七頁（原文では、「財産法になつて来ると全く民法に就ての判例でなければ用をなさないので」との言葉に続く発言である）。

(51) 筆者は、現行日本民法典七二三条とのかかわりで、横浜始審裁判所判決明治二〇年一〇月一九日［松尾徳三　対　増田萬吉］裁

判粋誌一巻一四六頁の判決例に検討を加えたことがある（参照、五十川・前出注(19)二一頁以下）。

(52) たとえば、平野義太郎教授は、「裁判所に古い法学校の出身の方が居られまして、フランス流の判決例を出した方がある訳ですね。所で後になつて明治三十年前後にドイツ法学が入つて来る途中で、尚依然として其の考へ方を続けて来られたと云ふ事もないではない」と発言された（「仁井田博士に民法編纂事情を聴く座談会」前出注(47)二七頁。その具体例としては、ドイツ法学の物権契約・債権契約峻別論を挙げている）。

筆者も、明治初年以来今日に至るまでの、わが国の司法的実践におけるイギリス法の影響を論じたことがある（参照、五十川・前出注(19)二六頁以下）。

(53) 原・前出注(37)一七八頁。

(54) 原・前出注(37)一七九頁。

(55) 原・前出注(37)一七九頁。

(56) 次の回顧は、甚だ興味深い。「昨日まで平身低頭して、唯命維れ聴いた一御用商が、大蔵大臣を対手取つて法廷に訴訟を提起するといふことは、実に三井家の歴史として破天荒のことであつたのみならず、当時の財界を通じて見ても、全く画期的の出来事であつた」（白柳秀湖・中上川彦次郎伝二三五頁（岩波書店、一九四〇年）。同一の文章が、白柳・後出注(83)三一四頁にも見える）。

(57) 磯谷・前出注(8)一八九頁。

(58) 原・前出注(37)一八三頁。

(59) 磯谷・前出注(8)一九〇頁。

(60) 参照、五十川・前出注(19)二六頁以下。

一　三池鉱山震災損害賠償請求事件

「全国最古の炭山なるべき」[61]三池鉱山（三池炭鉱）は、「有明湾の東岸大牟田市を含み筑後、肥後両国に跨り、更に

遠く有明海に延長す。陸上の面積約六平方里、海底の広袤は審ならず。〔中略―筆者〕炭質良好粘結性に富み硫黄分稍多し。坑内湧水頗る多きを欠点とす」[62]とされる含炭地域であり、周知のように、長く、わが国主要炭鉱中第一位の出炭高を誇った炭田[63]である。以下、三池鉱山震災損害賠償請求事件のより良き理解に資する限りで、三池鉱山（三池炭鉱）の歴史的推移等を瞥見することから、論述を始めよう。

(一)　三池炭鉱の官収・官営化とその展開

三池炭鉱は、明治六年（一八七三年）五月、明治政府に官収された。

明治政府は、維新直後以来、同時代的に急展開させる鉱山行政機関の整備[64]・鉱業法規の制定施行[65]（ことに、「工部省雇英人『ゴッドフレイ』（J.G.H. Godfrey）が英国及濠州の鉱業法規を参照して起案し、吉井亨之を修正せりと称せらる」[66]日本坑法[67]〔明治六年太政官布告第二五九号。同年七月二〇日公布、同年九月一日施行〕が重要である）と平仄を合わせ、重要鉱山の官営化政策を意欲的に推進しており（その端緒は、生野銀山の官収〔明治元年一一月〕であった）、三池炭鉱の官収化も、右政策の第四次事業として位置づけることができる[68]。しかしながら、同炭鉱の官収化には、次の特徴点が存在することを確認しておく必要がある[69]。まず第一に、他の炭鉱の官収にみられない三池炭鉱独自の官収化要因として、同炭鉱には、歴史的に坑区の境界紛争が存在したこと[70]。明治五年（一八七二年）に再燃した境界紛争の裁定の結果、相応の金員（四万円ほど）が提供され、官業への移行が実現した[71]。第二に、他の炭鉱（たとえば、高島炭鉱）の官収とも共通するが、金・銀・銅鉱などを産出する他の重要鉱山に比し、石炭の用途性が未開発であったがゆえに[72]、三池炭鉱の官収化には明治政府の積極的姿勢が窺えないこと。三池炭も、「発見以来附近の農家が自家燃料として使用し、後に製塩用燃料として使用さるるに至つたもの[73]」にすぎず[74]、官収化当時における三池炭への政府の執着は強いものではない[75]。

官収化当時すでに、三池炭鉱の民間への委譲が論議されていた程[76]である。

したがって、官営三池炭鉱は、官収初年（明治六年）の下半期には、一一坑口で「機械を応用せざる姑息の方法に依[77]」り稼行し、採炭量三万トン、のべ使用労働者一二万一四八〇人、販路は地元の三池・横須・大牟田を主とし島原港より瀬戸内地方の製塩所に転送される[78]、という状勢で操業を開始するが、官収後暫くの間はなお、三池炭の生産過程[79]・流通過程[80]の両面とも、藩営時代を踏襲するままに推移していた。

しかし、明治九年（一八七六年）頃以降、右状況を一変させる要因が輻輳して出現するに至る。三池炭の優秀性の再確認[81]、大久保政権下の直輸出政策の推進、三井物産による三池炭販売の展開、三池炭鉱の生産体制の本格的整備、などが、右要因であり、このうち、三井物産による三池炭流通過程の掌握こそが、決定的に重要な意味を有するものであった。当時未だ国内需要の乏しい石炭は、生糸とともに主たる輸出品として、政府の外貨獲得（輸出増強）政策の中軸に位置づけられ、石炭の生産体制の拡充も、その海外（ことに、中国）市場への販路開発に強く規定されていたからであり[82]、三池炭の場合、三井物産が右開発の掌にあたったからである。

三井物産は、井上馨が起こした先収会社（明治六年創立の商事貿易会社。社長：井上馨、副社長：益田孝）の後を三井が引き継ぐかたちで[83]、明治九年（一八七六年）七月に設立された（社長：益田孝）。設立当初より、三井物産は、三池炭の海外での売捌方を業務の中核としており、まず、政府（当時、官営三池炭鉱の所轄は工部省であった[84]）との「三池石炭売捌方条約[85]」の締結（明治九年九月一六日）により、三池炭の一手販売権を獲得した[86]。次いで、三井物産が政府に制定させた「命令条目[87]」（明治一二年一月）は、三井物産による三池炭の海外直輸出を一層支援する政府の立場（三池炭鉱から口ノ津港までの石炭運送費を政府が負担する〔同第二条〕、三池炭の売捌については、従来からの手数料（売捌代価の二・五％）に加え、海外輸出分純益金の半額が三井物産に付与される〔同九条[88]〕、石炭積船・上海石炭貯蔵所の購入資金（一二万五千

円）が貸与される（同一二条）、など）を明示するものであった。これらの基礎のうえで、三井物産は、海外市場（上海を中心に、さらに、香港、シンガポールへ）に急展開を見せ[89]、また、三井物産に牽引されて、官営「三池鉱山ハ先年以来専ラ海外ニ向テ販路ヲ拡張シ漸次輸出噸数ヲ増加シ[90]」ていくことになる[91]。

官営三池炭鉱の生産体制も、同じく明治九年（一八七六年）頃以降、本格的に整備され、三池炭輸出の急増を支えるものになった[92]。生産設備については、お雇いイギリス人ポッター[93]の指導を得て、採炭用の坑口開鑿が推進されたほか、坑内・坑外運搬、排水等につき、機械力の導入が進行したし、労働力の給源に関しては、明治一〇年代後半以降、低廉な囚人労働力が、その基幹を構成するものであった[94]。

かくして、官営三池炭鉱は、たとえば明治一六年度以降には、［表1］に示したような実績を上げるに至った。右表に見る三池炭鉱の採炭量および収益は、三池炭への政府の執着をもたらす[95]に十分であって、ことに、時の「松方大蔵卿は金貨本位の基礎を作る為に石炭の海外輸出を盛にする意図を有して居[96]」り、官営三池石炭山事業の一層の拡張・改善を企てる方針が立てられることになる。明治一九年一月には、三池炭鉱は大蔵省に移管された[97]。

表1　官営三池炭鉱の実績

項目＼年度	明治16 (1883年7月～84年6月)	17 (1884年7月～85年6月)	18 (1885年7月～86年3月)	19 (1886年4月～87年3月)	20 (1887年4月～88年3月)
採炭量(トン)	164,970	244,159	178,439	283,208	327,370
海外輸出炭量(トン)	101,762	148,707	128,401	183,692	193,150
純益(円)	24,500	126,022	64,655	155,453	235,104

出典：「三池鉱山十七・十八・十九年度年報摘要」（松家書文書・後出注（117）107—112コマ）を基本とし、これに洩れる明治16年度の純益、明治20年度の全項目については、故団男爵伝記編纂委員会・後出注（100）158，191，236頁を参考にして、筆者が作成したものである。

（注）　項目中「海外輸出炭量」は、明治20年度を除いて、清国への輸出炭量に限ったものである。

以上のように、明治九年頃以降、官営三池炭鉱と三井物産は、相携えて、三池炭の生産・流通業務を漸次的に拡大展開させ[98]、活況を呈していた。もっとも、三池炭鉱にあって、勝立坑の開鑿事業が明治一七年に手掛けられて以来一向に進捗せず、右事業の遂行が焦眉の課題となっていたことは[99]、特記に値する。右の新坑開発事業には、マサチューセッツ工科大学（ＭＩＴ）で鉱山学を修めた団琢磨[100]が専従していたが、平常でも、開鑿中に一分間あたり二八一立方尺（七、八一七リットル）の出水量が見られるほど[101]、湧水の夥しい勝立坑の開鑿は、困難を窮めたようである[102]（このため、排水方法の確立などを求めて、明治二〇年一〇月、団は海外調査に出向いた[103]）。

(61) 高野江基太郎・増訂再版日本炭鉱誌　第一編総論一頁（著者発行、一九一一年）。
通例、文明元年（一四六九年）、三池郡稲荷村の農夫、伝治左衛門が、稲荷山の頂で焚火中、黒石に燃え付いたことを発見したとの伝説をもって、「之三池炭田発見の始なると共に恐らく我国に於ける石炭発見の濫觴と云ふ可し」（鉱山懇話会・後出注(62)一四二頁）とされている。
さらに参照、高野江基太郎・三池炭鉱誌（著者発行、一八九八年）。

(62) 鉱山懇話会（編）・日本鉱業発達史　中巻一五六頁（傍点は筆者）（同懇話会、一九三二年）。

(63) 「三池炭鉱はこの鉱一つだけで全国出炭総量の一八パーセントから二〇パーセントを占める日本最大のものだった」（読売新聞西部本社社会部（編）・九州・山口の百年六六頁（成美堂出版、一九七五年））との記述に代表させよう。
数字で示せば、たとえば、明治四四年末での埋蔵炭量は七億九千余万トン、昭和三年の出炭量は二四九万五千トンであった（参照、鉱山懇話会・前出注(62)一五六頁）。

(64) 明治元年二月の「銅会所」（同年一二月「鉱山司」と改称される）に始まるわが国鉱山行政機関の機構整備につき、参照、鉱山懇話会（編）・日本鉱業発達史　上巻五三頁以下（同懇話会、一九三二年）。
明治三年一〇月に工部省が新設され、以後、工部省鉱山司が全国の鉱山行政を統轄して、明治一八年一二月の内閣改制を迎える。「内閣官制の新定と共に工部省は廃止せられ、鉱山行政は農商務省の所管に帰し、大臣官房の一課となり、鉱山課と称せらる。三

池、生野、佐渡三鉱山は鉱山課と相並びて農商務大臣に直属せしが、此三鉱山は貨幣事務に密接の関係を有するを理由として、翌十九年一月大蔵省に移管す」（右掲書五四頁（傍点は筆者））。

ただし、右傍点部分は、三池炭鉱に関する限り、正鵠を欠いているというべきであろう。のちに見るように、同炭鉱の採炭量・収益が、三池炭への政府（松方大蔵卿）の執着をもたらすものであった（参照、後出注(95)およびこれに対応する本文）。

(65) 明治元年一二月の行政官布告第一七七号に始まるわが国鉱業法規の展開につき、参照、鉱山懇話会・前出注(64)五八頁以下。

(66) 鉱山懇話会・前出注(64)五九頁。

(67) 日本坑法は、鉱山心得（明治五年太政官布告第一〇〇号。同年三月二七日公布）を継承するものの、「我国に於ける此種成文法の嚆矢にして、之より明治廿五年六月鉱業条例の実施に至る迄約廿年の長期間我鉱業界を支配」（鉱山懇話会・前出注(62)一四四頁）したものであった。

したがって、日本坑法は、何より、わが国における鉱山業の展開を支えた基本法規として、さらにはまた広く、わが国の立法事業においてイギリス法が影響を及ぼしている実例の一つ（わが国の民事法の立法事業にあって、イギリス法の影響を示す実例については、参照、五十川・前出注(19)一八頁および二五頁）として、甚だ重要かつ興味深いところである。筆者も、近く立入って日本坑法を検討する機会を持ちたい。

なお、日本坑法に関する従来の代表的研究としては、石村善助・鉱業権の研究八二頁以下（勁草書房、一九六〇年）がある。

(68) 三池炭鉱の官収は、第一次・生野銀山、第二次・佐渡金山、第三次・小坂銀山に続く、炭鉱としては最初の官収化であった。これら〝官有鉱山と其払下〟に関する要を得たまとめとして、参照、鉱山懇話会・前出注(64)六〇頁以下。

(69) 三池炭鉱の官営化過程などにつき、基本的に参照、春日豊「官営三池炭礦と三井物産―原蓄期三池炭礦の再生産構造―」三井文庫論叢一〇号一九〇頁以下（一九七六年）、隅谷三喜男・日本石炭産業分析一一二頁以下（岩波書店、一九六八年）、小島恒久「明治初期の三池炭鉱―炭鉱官営にかんする一考察―」社会科学論集（九州大学教養部）第五集一頁以下（一九六五年）、四宮・後出注(105)二頁以下、など。

(70) もと三池炭鉱は、隣接する平野山・稲荷（トウカ）山・生（イク）山の三山から成り、このうち平野山は柳河藩主立花家の所領、他二山は旧三池藩主立花家の所領として、「地表は一山両主であり、地下の境界頗る不明であつて紛議絶え」（故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一一三―一一四頁）ないままに、それぞれ（平野山は柳河藩士小野家により、他二山は三池藩の藩業として）開坑採炭され、明治五年に及んだ。

明治五年一月に生じた紛議は、三潴県(廃藩置県により、当初、柳河藩は柳河県、三池藩は三池県となったが、明治四年一一月一四日、二県は久留米県とあわせ、三潴県とされる）の上申を受け、工部省の処理に委ねられ、官収による収拾を見た。

(71) 参照、小島・前出注(69)一二頁以下、春日・前出注(69)一九〇頁以下、など。

(72) 後年幾許もなく、石炭は、「原動機用として、製鉄用加熱燃料として、瓦斯及び無数の化学的副産物爆薬素材として、軍事的保安的支配の為の鍵鑰産業の心臓をなす」（丸山一郎「鉱山業の発達」日本資本主義発達史講座〔第二部　資本主義発達史〕一五頁〔岩波書店、一九三三年〕）とされるに至るが。

(73) 参照、前出注(61)。

(74) 故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一一三頁。

(75) 明治維新の当初まで、三池炭は、「尚ほ風呂焚きの料に過ぎざりしものなるべし」（高野江・前出注(61)五頁）ともされる。

(76) 工部省詰のイギリス人・ゴットフレイ（J.G.H. Godfrey. 日本坑法を起案したとされる〔参照、前出注(66)に対応する本文〕）の報告書に端を発する。参照、小島・前出注(69)二六頁以下、故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一八八頁、など。

(77) 鉱山懇話会・前出注(64)六一頁。

(78) 参照、故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一五八頁。

(79) 官営化直後、三池炭鉱の「生産体系は旧来の不安定な貧農労働力に基礎を置くマニュ的経営にすぎなかった」(春日・前出注(69)一九八頁)。

(80) 「三井物産の三池炭販売以前においては、島原石炭問屋並に三池石炭商が石炭販売の中心的位置を占め、石炭はほとんどが塩田や官営工作所、鉄道等の国内消費に向けられ、海外輸出は外商を通じて一部分が輸出されたにすぎなかった」（春日・前出注(69)二〇五頁)。

(81) 工部省生野鉱山詰のフランス人地質家であったムーセ（Emile Theophile Mouchet）は、三池炭の良質性・コークス製造への適合性などを指摘する報告書を提出した（明治八年八月。参照、小島・前出注(69)三〇頁以下)。

三池炭鉱（三池炭）の優秀性（有望性）を再認識したことにより、政府は、三池炭鉱官業化の方針を固定化させたといえる。

なお、ムーセ、ゴットフレイ（参照、前出注(76)）、ポッター（参照、後出注(93)）ほか、工部省のお雇外国人については、鉱山懇話会・前出注(64)五五頁以下に、一覧表がある。

(82) 春日・前出注(69)の論稿は、「世界市場を背景とする三井物産の三池炭礦に対する強い規定性(生産過程への関与)」、「流通過程

から生産過程へのインパクト」（同一八八―一八九頁）をその立脚点とするものであり、筆者も、その基本的視角に賛同したい。

(83) 井上馨の政界への復帰（明治八年一二月）にともない、先収会社が解散されるのを機に、当時未だ外国貿易に手を染めていなかった三井は、先収会社を引き受け、これに幕末以来の国産方（米その他国内での物産販売）の業をあわせて、三井物産を発足させた（参照、三宅晴輝＝栂井義雄・三井・三菱・住友二五頁以下（要書房、一九五三年）、白柳秀湖・財界太平記二九二頁以下（沙羅書房、一九四七年）、など）。

したがって、「三井物産は、井上馨が三井の胎内にやどした落し子とも言い得る」（三宅＝栂井・右掲書二六頁）。

さらには、アメリカ人アーヴィン（Irwin）の存在が知られており、「井上侯が明治六年退職し海外貿易を計画せし時も氏［アーヴィンのこと―筆者注］に教へらるゝ所多かつた。これが現在の三井物産の元祖であり引いては日本海外貿易の祖をなしてゐる」（著者不詳「明治文化に寄与せる欧米外人の略歴」明治文化発祥記念誌三九頁（大日本文明協会、一九二四年））とされている。

(84) 参照、前出注(64)。

(85) 「三池石炭売捌方条約書」（全文一六条）につき、参照、春日・前出注(69)二〇八頁以下。

(86) 「一、鉱山寮ハ明治九年第十月一日ヨリ三池石炭売捌方一切物産会社ヘ委任セリ、物産会社ニ於テハ心力ヲ竭シ鉱山寮ノ為メニ勉励シ、其品位相当ノ価格ヲ失ハスシテ内地外邦ヲ論セス広ク四方ヘ売捌キ務メテ残余ノ者無之様注意可致事」（「三池石炭売捌方条約書」第一条本文。参照、春日・前出注(69)二〇八頁）。

当時、工部卿は伊藤博文であり、三池炭の一手販売権は、「井上や伊藤博文の口ききで、開業早々の三井物産会社の手に落ちた」（三宅＝栂井・前出注(83)二六頁）といわれる（さらに参照、故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一九三頁以下）。

右条項（のちの、改訂契約である「命令条目」第一条本文（参照、後出注(88)）も同様）では、三池炭の「内地外邦」での売捌方をいうものの、専ら海外輸出が念頭にあったことについて、参照、春日・前出注(69)二〇九頁以下、四宮・後出注(105)三頁。

(87) 「命令条目」（全文一三条）につき、参照、春日・前出注(69)二一四頁以下。これが、「三池石炭売捌方条約」を改訂する契約であることは、次の第一条本文に明らかである。

「一、明治九年元鉱山寮ト結約シタル分ヲ廃止シ、今更ニ三池石炭ヲ従今向十ケ年間別紙甲号概算書ノ旨趣ニ基キ、海外輸送及ヒ販売ノ事ヲ一切三井物産会社ヘ委任セリ、物産会社ニ於テハ内地外邦ヲ論セス心力ヲ竭シ工部省之為勉励可致事」。

(88) 命令条目のこれら条項は、種々の観点から、当時においても批判された。政府と三井物産との関係に焦点を絞っても、たとえば次のように、右条項（契約）の有する構造的欠陥が指摘されていた。

三池炭の生産者である政府が、「鉱山の事業上には何程損失を生ずるにも拘らず元船までの運賃は何程多額を費やすにも拘らず［販売者である三井物産は―筆者挿入］唯其売捌高を増加し其売上げ代金を増加すれば己れの収入利益を増加し得るを以て其代価の昂落を論ぜず競て之が売捌を増加せんと勉むるに至れり」（社説「官有石炭山の利害を論ず（第二）」朝野新聞明治二〇年一一月一六日［四二一三号］一頁）。なお、右社説については、参照、後出注(112)。

(89) 三井物産が三池炭一手販売権を取得した後の官営期における、三池炭の市場構造については、参照、春日・前出注(69)二三二頁以下。

また、三井物産が、自己の開発した三池炭の海外販路を基軸に、のち、他の貿易品目（たとえば、綿花、紡績機械など）にもその事業網を拡大展開していったことは、いうまでもない。

(90) 三池炭鉱に関する、大蔵省の弁明書中の文言（朝野新聞明治二〇年一一月三〇日［四二三五号］一頁）。右弁明書の経緯については、参照、後出注(112)およびこれに対応する本文。

(91) 三井物産が三池炭一手販売権を取得して「以来三池鉱山と三井物産会社とは相呼応して三池炭の海外輸出に努力した」（故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一九五頁）。

(92) 官営三池炭鉱の生産体制（生産設備、労働力など）の拡充、等につき、参照、春日・前出注(69)二四七頁以下、小島・前出注(69)三九頁以下、など。

(93) ポッター（Frederick Antony Potter）は、明治九年七月以来明治一五年六月に解雇されるまで、鉱山土木師として工部省に雇用され、三池炭鉱に配属された。参照、鉱山懇話会・前出注(64)五七頁および六一頁。

(94) 三池炭鉱における囚人労働については、前出注(92)のほか、参照、橋本哲哉「三池炭鉱と囚人労働」社会経済史学三二巻四号四四頁以下（一九六六年）、故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)二三八頁以下。

(95) 参照、後出注(108)(110)およびこれらに対応する本文。そして、三池炭鉱の払下げに関する、「三池鉱山払下規則」（参照、後出注(116)およびこれに対応する本文）、さらには、払下げにあたっての「命令書」（参照、後出注(140)およびこれに対応する本文）の具体的内容も、三池炭への政府の執着を示すといえる。

(96) 団琢磨「思ひ出す事ども―其頃の三池と筑豊」故団男爵伝記編纂委員会（編）・男爵団琢磨伝 下巻―附録文書―一六六頁（非売品、一九三八年）。

松方正義は、明治一四年に大蔵卿に就任し、直ちに不換紙幣の整理に着手した。初め銀本位制を確立するが、西欧諸国が金本位制

になったのを承け、わが国も金本位制に転回させる計画を立て、海外より正金を取得して、その準備金に充てようとした。右の「海外より正金を収得する方法の一として米及び昆布を政府の手を以つて海外に売出すが如き便り少き窮策まで執つたが、石炭の海外輸出は已に米、昆布の輸出よりも有望であつた」（故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一七二頁）。

(97) 三池炭鉱の所管替えについては、参照、前出注(64)。

(98) 官営三池炭鉱と三井物産との関係については、「深い結託関係」（小島・前出注(69)三七頁）と表現されるほか、「三池鉱山局と三井物産会社は車の両輪の如くに三池炭の販路拡張、鉱山の隆盛を期して努力を惜しまなかつた」（故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一九六頁）などと語られている。

(99) 他の竪坑の老朽化、囚人暴動による大浦坑の閉鎖（明治一六年九月。参照、読売新聞西部本社社会部・前出注(63)六五頁以下）などのため、三池炭鉱は、「一の竪坑を是非共開鑿せざるべからざる必要に逼られて居た」（故団男爵伝記編纂委員会・後出注(100)一六〇頁）。

したがって、「勝立開鑿の成否如何は三池炭鉱の興廃の岐るる所とせられて居つた」（同上書一七一頁）のである。

(100) 団琢磨男爵（安政五年〔一八五八年〕八月一日出生―昭和七年〔一九三二年〕三月五日死去〔暗殺〕）については、故団男爵伝記編纂委員会の編集による『男爵団琢磨伝』上下二巻（非売品、一九三八年）が網羅的である（本論稿では、便宜上、同書上巻を本注(100)で、下巻を前出注(96)で引用させていただく）。

団男爵は、福岡に神屋宅之丞の三男として出生（幼名は駒吉）、明治三年一二月、福岡藩権大参事である団尚静の養嗣子となる。金子堅太郎とともに黒田家海外留学生に選抜され、明治四年（一八七一年）一一月一二日、岩倉具視遣米・遣欧使節に同道して、渡米した。明治五年春以来、ボストンで修学を始め、明治八年（一八七五年）、マセチューセッツ工科大学（ＭＩＴ）鉱山学科に入学、同一一年（一八七八年）六月、これを卒業する。ＭＩＴでは、アメリカ鉱山学界の第一人者であるRobert H. Richards教授の指導を受け、卒業論文〝小熔鉱炉による鉄の熔解〟を手掛けるなど、最新の鉱山学を修得した。同年九月帰朝し、工部省への採用を希望したが容れられず（右事情については、次の回顧談が参考になる。「工部省の鉱山では工部大学の者ばかりであつたのである。実に日本の近代の鉱山の事業は工部大学が開いたと云つてもよい位である」〔石橋・後出注(111)三六頁〕）、大阪専門学校、東京大学理科大学（星学）に教鞭を執ったのち、明治一七年（一八八四年）二月、ようやく希望が叶い、工部省御用掛准奏任として鉱山課に勤務する。同年五月、三池鉱山局に配属となってからは、開坑長、一等技手、勝立工業課長、三池鉱山局工業課長勝立坑兼務として、勝立竪坑の開鑿という「研究して見たい」「或る一つの困難な事業を直接担当することが出来た」（団琢磨「商工青少年に告ぐ」故団

男爵伝記編纂委員会・前出注(96)一五〇頁)。

三池炭鉱の払下げ後も、団は、三井組三池炭鉱社に入社して三池炭鉱事務長に就任、さらに、三井鉱山合名会社の組織化に及んでは、その専務理事兼三池炭鉱事務所長に就任して、三池炭鉱の発展に直接関与した。のちは、周知のとおり、「三井の全事業の統轄者として、三井財閥の柱石となった」(三宅＝栂井・前出注(83)三九頁)。

なお、金子堅太郎は、義兄にあたる。

(101) 参照、「勝立坑水害ニ関スル上申書」(松方家文書・後出注(117)五八コマ)。同箇所で、「平常ノ疏水二百八拾壱立方尺」であるという。

(102) 団も述懐して、「勝立坑を開鑿する時、シャフトの周囲から湧出する水の多いのには私も実際驚いた、兎に角斯る大量の水を如何にして排出したらよいかといふ、勝立坑死活の重大問題に直面して、私は随分苦しんだ」(故団男爵伝記編纂委員会・前出注(96)一六五頁)という。

したがって、団にとってみれば、三池炭鉱は「厄介物」であり、「政府が三池を持てあましてゐたのは事実である」(同上書一六七頁)と判断されることにもなった。

なお、坑内据置き型の排水ポンプによる勝立坑開鑿事業の具体的有様については、参照、後出注(169)。

(103) 団の右海外調査の経緯等については、参照、故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一七三頁以下。

調査研究の結果、団は、「一体pumpハ20″ニテモ30″ニテモspecial pump位ニテハ大事ニ当ル事六カシ此時ニ当リテハcompound differential pump is best of allナリ」(今泉嘉一郎「団事務長トノ談話要点」故団男爵伝記編纂委員会・前出注(96)一九六頁)として、地上据付型のデーヴィ・ポンプ(Daveys' pump)を選定した。九州地震後、右イギリス製ポンプの導入により、勝立坑の開鑿事業は完遂されることになる。

(二) 官営三池炭鉱の払下げ

明治一三年(一八八〇年)末に払下げ論が勃興して以来、数多くの官営事業が民間に払下げられた。この官業払下げは、わが国の社会経済史・資本主義発達史などにおける重要な論点であり、数多くの研究が積み重ねられている。

そして、右研究の蓄積を通じ、今日、官業払下げは、一般的・概括的に論じるのではなく、それぞれの具体的な払下げ事例に即して、個別的・実証的に検討されるべきことが、基本的に了解されるに至っており、[104]その実証的検討にあっては、三池炭鉱の事例が、とりわけ、論者の関心を集めているようである。[105]三池炭鉱の払下げには、①払下げの時代的背景、②払下げの具体的手続き、③払下げの具体的条件（ことに、払下げ価格）、④三井による落札後の展開[106]など、いずれをとっても、他の払下げ事例とは同列には論じきれない特質性が顕著にうかがえるからであり、三池炭鉱の払下げは、「明治前期の炭鉱業史における一つのエポック・メーキング的出来事であった」[107]といえるのみならず、進んで広く、わが国の工業化という歴史的過程における重要な画期点として、位置付けることができるからである。以下、官営三池炭鉱の払下げに関して、その背景を確認したうえで、焦点である右払下げの具体的内容・経緯などにつき論述しよう。

工部省所管の官営鉱山の払下げは、払下げ論が勃興して、「工場払下概則」が公布（明治一三年一一月五日）されても、当初の間は許可されていない。[108]のち、「官行鉱山の新施設は一ト通りの段落を告げ、其或ものは規模徒らに過大にして収支の権衡を失せるものありたるも、大体に於て範を民間に示す当初の大方針を貫徹せるを以て、茲に払下を断行するに決し、民間の有力鉱業家を物色して、之に委嘱することゝなり、明治一七年九月小坂鉱山の払下を第一とし」[109]て、官営鉱山の払下げが進行する局面を迎えても、なお、「佐渡生野三池阿仁ノ四鉱山ヲ旧ニ依テ官坑ト為シ爾余ハ民業ト為スヘキ」[110]として、三池炭鉱は、払下げの対象から外されていた。官営三池炭鉱は、前述のように優れた実績を上げており、「これを維持してゐてもしかたがない」[111]官業とはいえず、政府（ことに、松方大蔵卿）の執心を得ていた鉱山であったからである。

しかしながら、明治二〇年（一八八七年）頃には、わが国にあっても、石炭に対する国内需要が増大し、民間炭鉱

が成長期を迎えるという時代的環境に入る。三池炭と民間炭（三菱の高島炭を含む）の市場競争が熾烈化し、折からの、政府の干渉政策排除という民間の論調にも支えられて、官営三池炭鉱への批判が世論を構成するまでに至るようになった。[112] 右のような社会的批判の存在を決定的要因として、大隈重信の入閣（明治二一年二月）後は、国会開設（明治二三年）前における財政整理の完了化という大隈の主張ともあわせ、政府内部においても三池炭鉱の払下げが論議されるに及ぶ。[113]

かくして、三池炭鉱の払下げが閣議決定されたのを受け、[114] 明治二一年四月二一日、右払下げの具体的手続きを定める「三池鉱山払下規則」（大蔵省告示五一号）が、公布されるに至った。[115] その内容は、次のとおりである。[116]

大蔵省告示第五十一号

今般当省管理筑後国三池郡三池石炭鉱払下候条望ノ者ハ左ノ規則並ニ実地熟覧ノ上本年七月三十日限リ当省会計局へ入札持参スヘシ此旨告示ス

明治二十一年四月二十一日　　大蔵大臣伯爵松方正義

三池鉱山払下規則

第一条　三池鉱山ハ明治二十二年一月一日ノ現形ヲ以テ払下クルモノトス

第二条　三池鉱山払下ケノ入札ヲナサント欲スルモノハ本年七月三十日限リ払下金額及住所姓名又ハ組合会社ナレハ地名及ヒ組合会社組織ノ人名ヲ記シ総代者押印糊封シ当省会計局へ差出スヘシ尤一旦入札ノ上ハ誤算誤書等ヲ口実トシ之ヲ改正スルヲ許サス

但入札ニハ払下代金ヲ完納シ及ヒ採炭事業ニ給足スヘキ資力ノ証明書ヲ添付スヘシ

第三条　三池鉱山払下ノ為メ新ニ組合又ハ会社ヲ組織セント欲スルモノハ発起人ニ於テ株金弐分ノ一以上ヲ引受ケ組合又ハ会社ヲ組成シタル上第二条ノ趣旨ニ拠リ入札ヲナスヘキモノトス但払下代金皆納迄ノ間ハ株券ノ売買ヲ許サス

第四条　前条入札ハ本年八月一日午前十時会計局長監督課長立会ノ上入札者ノ面前ニ於テ之ヲ開封シ金額及其金額ノ順次ヲ明知セシムヘシ

第五条　三池鉱山払下代金ハ四百万円以上ノ評価ナルヲ以テ入札金額ノ之ニ及ハサルモノハ払下ヲ許サス

第六条　当省評価額以上ノ入札金額最高ナル者ヘハ開札ノ日ヨリ三十日間ニ払下ヲ許可スヘシ尤払下ヲ許可シタル場合ニ於テハ本規則各条ノ趣旨ニヨリ厳正ノ証書ヲ徴スヘシ

但入札金額適当ナラサルモノハ開札ノ日直ニ其旨ヲ達スヘシ

第七条　入札者弐名以上当省評価額ニ適当セル同数ノ金額アリタル場合ニ於テハ抽籤ヲ以テ其払下者ヲ定メシムヘシ

第八条　三池鉱山局ニ貯蔵スル物品及ヒ既ニ採取シ未販売ノ石炭ハ鉱山代価ノ外ニシテ該鉱山払受者ハ帳簿ニ記載シ運送其他ノ実費ヲ合セタル代価ヲ一時ニ上納シ払下ヲナスヘキ義務アルモノトス

第九条　払下代金ハ十五箇年賦ニシテ払下ヲ許可セラレタル日ヨリ十日以内ニ証拠金トシテ金弐拾万円ヲ納付シ第一回年賦金八十万円ハ本年十二月十五日納付シ残金ハ之ヲ二十八分シ明治二十二年ヨリ毎年六月十五日十二月十五日ニ其壱分ツヽヲ上納スヘキモノトス

但証拠金及第一回年賦金ノ上納ヲ了セサル間ハ鉱山ヲ引渡サス

第十条　鉱山代価年賦金半年以上延滞スル時ハ既納ノ証拠金年賦金ハ鉱山拝借料ト視做シ之ヲ返付セス直ニ鉱山ヲ取上クヘシ

第十一条　鉱山代価完納セサル間ハ採掘石炭販売ノ外該鉱山及ヒ之ニ属スル一切ノ資産ハ他ヘ抵当トナシ又ハ売却スルヲ許サス

第十二条　鉱山代価年賦金ハ他日何等ノ事情アルモ延期又ハ減価又ハ利引ケ一時上納ヲ請願スルヲ許サス

第十三条　三池鉱山局ニテ締結セル石炭運送及販売ノ条約ニシテ明治二十二年一月一日以後ニ渉ルモノアルトキハ払受者ハ之ヲ履行スヘキ義務アルモノトス

第十四条　石炭運送及販売条約ノ明治二十二年一月一日以後ニ渉ルモノゝ有無又ハ石炭層及埋蔵噸数測量図採鉱区幅員所有地所建物種類坪数諸器械鉄道等ノ現形貯蔵物品種類現数其他明治二十年度以後十年間官行採炭及販売ノ概計書等ハ該鉱山局ニテ詳細承リ合セ参考トナスヘシ

右「三池鉱山払下規則」一四条にいう参考資料として、払受け希望者に提示されたものは、「自明治廿一年度（三ケ月分）至明治四十二年度　三池炭鉱収支概算書」「三池鉱山煤田地質及地形概測図」「三池鉱山局財産物品」「明治廿年十二月現在財産価格明細書」「三池鉱山十七・十八・十九年度年報摘要」「自明治廿年度向十ケ年間出炭高概計予算表」「自明治二十年向フ十ケ年間損益概計予算表」[117]などである。

さらに、「三池鉱山払下規則」に関連して、次の大蔵省告示も公布された。[118]

大蔵省告示第五十四号

今般当省管理筑後国三池郡三池石炭鉱払下ノ儀第五十一号ヲ以テ告示候処該石炭鉱払下ハ鉱山ノ営業権並ニ付属資産ヲ払下クルモノナレハ三池鉱山払下規則第九条期限中ハ貸下ニシテ年賦完納ノ上ハ日本坑法ニ拠リ借区ヲ引受クヘキ儀ト心得ヘシ此旨告示ス

但貸下中日本坑法ニ抵触ノ廉アリト視認ルトキハ本省ヨリ矯正ヲ命スヘシ

明治二十一年四月二十六日　　大蔵大臣伯爵松方正義

以上の「三池鉱山払下規則」および大蔵省告示五四号については、また同時に、それらに基礎を置く、官営三池炭鉱の払下げの具体的手続き・内容については、次のような特徴点を指摘することができる。まず第一に、払下げの手法として、入札制度が採用されたこと。この点に関しては、「従来官業を民間に払下ぐるに多くは政府の指名であったが、松方大蔵大臣は政府指名の往々にして私曲の行はるるを斥け、其払下を公入札に付することにした」[119]とされている。しかし、より基本的には、明治一〇年代とは一変し、民間炭鉱業者が成長し始めているという当時の時代環境が、入札制導入の重要な要因であるといえるであろう。[120] また、法技術的には、兵庫造船所の払下げ（明治二〇年七月）直後に制定された「払下規則」が、「官有物ノ払下ハ都テ入札法ヲ用ユルコト」を要求しており、[121] これに準拠して「三池鉱山払下規則」が定立されたと考えられる。何より第二に、払下げ価格が「四百万円以上」（五条）と、異常に高額に設定されていること。「世人は一驚を喫して目を瞠った」[122]とされる右評価額は、際立った本事例の特徴点であり、のちに、独立して取り上げよう。第三に、右払下げ代金については、さらに、「他日何等ノ事情アルモ延期又ハ減価又ハ利引ケ一時上納」を許さない旨が明記されている（一二条）こと。第四に、払受けに際しては、「鉱山代価ノ外」に、「三

池鉱山局ニ貯蔵スル物品及ヒ既ニ採取シ未販売ノ石炭」さらに「運送其他ノ実費ヲ合セタル代価」の支払いが義務付けられている（八条）こと。このうち、貯蔵物品の額に関しては、参考資料の「三池鉱山局財産物品」において、「金三万五千四百三拾九円三拾三銭　明治廿年十二月末現在高」であることが具体的に提示されている。[123] したがって、払下げ価格に付加されるこれら別枠の代価支払義務は、その義務不履行の場合における制裁は不明である（のちの「命令書」では、この点も明記された〔同一一条〕が）ものの、払受け希望者を一層躊躇させるものであったといえる。第五に、払下げ対象である三池鉱山（「並ニ付属資産」〔告示五四号〕）の引渡が、「証拠金第一回年賦金ノ上納ヲ了」した後に予定されている（九条但書）こと。第六に、払下げ代金の支払いが「半年以上延滞スル時ハ既納ノ証拠金年賦金ハ鉱山拝借料ト視做」され、「返付」されず、「直ニ鉱山ヲ取上」げられる旨が明記されている（一〇条）こと。これに関連して、払下げ確定年度が明治三五年末までと、長期間の年賦金支払いが予定されている（九条本文）ことも重要である。第七に、三池鉱山の払下げが「明治二十二年一月一日ノ現形」でなされる旨が明記されている（一条）こと。この点については、「石炭の売捌を三井物産会社に委托せられたる契約の期限は去る明治十二年一月より向ふ十ケ年間なるを以て本年十二月三十一日は実に其の満期に達することなり是れ此の規則が二十二年一月一日の現形を以て払下くると定めた所以なるべし」[124] とされている。そして最後に、きわめて重要な点であるが、払下げによる、三池炭鉱の営業権ならびに付属物件の所有権の帰趨について、明示的な規定が存在しないこと。なるほど、「三池鉱山払下規則第九条期限中ハ貸下ニシテ」（告示五四号）とはいうものの、かえって、払下げ代金の完納以前にあって、「鉱山及ヒ之ニ属スル一切ノ資産ハ他へ抵当トナシ又ハ売却スルヲ許サス」との文言（一一条）は、履行遅滞の際には、過払代金が「鉱山拝借料ト視做」されるとの文言（一〇条）とともに、払下げ代金の完納以前の段階で、すでに、三池炭鉱の営業権ならびに付属物件の所有権が払受人に帰属することを強く指示するものであった。のちに見るように、

開札後、三井に出された「命令書」（五条）においては、これらの権利の帰趨にかかる明示的な規定が設けられている。しかしながら、筆者には、この間の法的構成・法技術上の経緯はきわめて重要であり、「命令書」（五条など）の解釈にあっても、「三池鉱山払下規則」にうかがえる右の特徴点は、非常に示唆的であるように思われる。[125]

ここで、四〇〇万円（現在の時価に換算すれば、少なくとも一二〇億円以上に相当するであろう）以上という三池炭鉱の払下げ価格に言及しよう。確かに、右価格はあまりに高額に設定されており、三池炭鉱の払下げに関する従来の研究にあっても、右評価額の算定根拠が主要な論点とされているからである。[126]他の払下げ事例にあっては、財産評価額が払下げ価格の基本的根拠とされているのに、[127]三池炭鉱の場合には、［表2］に見られるように、明治二〇年一二月現在の財産評価額は、総計五六万九、六〇〇円四七銭七厘であって、予定払下げ価格との開きはあまりに大きい。したがって、三池炭鉱の払下げにおける払下げ価格の設定については、「収益の資本換算を加味したものとみなければならない」[128]と思われる。［表1］によれば、払下げ直前の時期にあたる、明治一九・二〇年度の官営三池炭鉱には、平均二〇万円弱の純益が生じていたし、［表3］に見られるように、払下げ後の一年度あたり収支見込みにおいて、一年度あたり、二六万四、七七九円四六銭の純益金が生じることが予測されているから、これら純益を適切な利子率（年利九％程度か）で資本還元した額が、三池炭鉱の財産評価額にあわせて考慮されていると推測できるのではないか。もっとも、松方大蔵卿は、「心中其払下を欲しなかつたので、自己の権限内に属する入札価格を他の掣肘を受けずして決定し、其価格を故らに高くして之によつて払下を実現せしめざらんと企てた」[129]、あるいは、松方大蔵卿が、一八「八七年までの工部省所管鉱山・工場の払下げで回収できなかった投下資本をこの際一挙に回収しようと企てたふしもみられる」[130]ともされており、官営三池炭鉱の払下げにおける、払下げ最低価格の算定根拠は、なお不明というべきである。いずれにしても、松方大蔵卿が入札価格の設定に関しても主導的な役割を果したことは、確かなところである。

表2　明治20年（1887年）12月現在
三池炭鉱財産評価額

財産項目	評価額（円）
地所	23,726.035
建物	71,866.722
器械	199,601.330
船舶	31,811.000
車道	35,161.095
竪坑・横坑	123,657.635
蓄水堀構造	1,292.452
備品	5,754.794
雑費	76,729.414
総計	569,600.477

出典：三池鉱山局「明治廿年十二月現在財産価格明細書」（松方家文書・前出注（117）106コマ）から抽出して、筆者が作成したものである。同明細書には、注記として次のような説明がある。「是ハ払下規則第十一条ニ掲クル資産ニ有之四百万円以上評価額ノ内ニ含有スルモノナリ而シテ来ル［明治21年―筆者挿入］十二月三十一日現在高ハ多少本額ニ異動ヲ生スルコトアルヘシ」。

表3　三池炭鉱一年度あたり収支見込み

売却炭額（トン）	海外	281,081.081	諸費（円）	海外販売炭経費	運送船賃［1トンあたり］	504,259.459［1.794］
	内地	118,918.919			雑費［1トンあたり］	232,566.486［0.992］
	総計	400,000.000		営業費［1トンあたり］		467,600.000［1.169］
売上代価（円）	海外［1トンあたり］	1,333,448.648［4.744］		小計		1,204,425.945
	内地［1トンあたり］	180,756.757［1.520］	興業費（円）			40,000.000
	総計	1,514,205.405	総計（円）			1,249,425.945

純益金（円）　264,779.460

出典：「三池石炭鉱一ケ年度収支概計予算取調書」（松方家文書・前出注（117）98-99コマ）に依拠して、筆者がこれを表にまとめたものである。同取調書には、石炭1トンあたりの金額が「三池鉱山局調廿一年度予算書ニ依ル」と注記されているほか、次のような説明がある。「海外内地売却炭ノ割合ハ廿一年度売却炭総額三拾七万屯ニ対スル海外売却炭弐拾六万屯ノ歩合七割〇二七〇二七〇二七ヲ以テ四拾万屯ニ乗シテ之ヲ算出シ又内地売却炭ハ右総額ノ内ヨリ海外ノ分ヲ控除シタル残量ヲ以テス」。

しかし、すでに見たように、官営三池炭鉱と密接な提携関係にあった三井物産としては、いかに三池炭鉱の払下げ最低価格が高額に設定されていようとも、その払下げが決定された以上、是が非でも、自らがその払受人となる必要があった。「物産会社が上海だの、香港だの、新嘉坡だのに店を持つて居るのは、三池の石炭を輸出して居るからである、政府が三池炭鉱を払下げることになつたのに、三井が其れを手に入れなければ、海外の店を引揚げなければならぬことになる、さうなれば海外発展と云ふことは到底出来ない、其れだから三池炭鉱はどうしても手に入れなければならぬ」[131]という、切迫した状況が存在していたからである。

三井は、この目的を達成するため、三池炭鉱の払下げ入札に臨んでは、次のような策を講じている。「四百万円が政府の台で、其れを武之助養之助の名で入れ、四百二十七万五千円と云ふのを加藤の名で入れたが、其れでも取れなくては困るから、四百五十万円と云ふのを入れよう、併し四百五十万円と云ふのはほかに誰かあるかも知れないから、もう五万円増し、其れへ五千円と云ふ葉を付けて、四百五十五万円五千円と云ふのを佐々木八郎の名で入れた」[132]というものである。また、「本鉱山ヲ入札仕候ハ…［中略―筆者］三池炭鉱収支概算書ヲ参考シ其出炭概計予算表ニ拠リテ将来ノ収支損益ヲ審ニシ遂ニ四百五拾五万五千円」[133]を申し出たともされており、三井が、右入札価格を決断するにあたっては、払受け希望者に提示された資料が十分に参酌されたようである。四五〇万円という判断も、初年度納入金一〇〇万円（参照、「三池鉱山払下規則」九条）を控除した残金三五〇万円の一四ケ年年賦金（二五万円）が、［表3］に見える一年度あたりの予想純益金（二六万余円）を考慮すれば、限界点であるという認識に拠るものとして、理解することができる。[134]そして、さらに、入札に際して依拠したとされる「出炭概計予算表」からは、［表4］に見るように、明治二九年度までの一〇年間に、①総計三六九万八、〇八〇円の純益が得られること、②合計五五五万トンの出炭額が見込まれること、③一年度あたりでは、毎年四〇万トンから七〇万余トンの出炭額が見込まれること、さらに

は、④今後の三池炭鉱事業にあって、勝立坑が漸次きわめて重要な役割を担うことが期待されていること、すなわち、勝立坑は、払下げの現段階では、未だ排水問題のため開鑿事業が完了していないが、近い将来（明治二七年度以降）、稼行する四坑口のうちで、最も多量の出炭額が予期され（勝立坑からは、明治二七年度以降、その年の総出炭額の三分の一を超える出炭が予定され、また、明治二九年度までの間に限っても、総計一二三万トンの出炭が予定されている）、いわば、三池炭鉱の将来展望を支えるきわめて重要な坑口であること、などを読み取ることができる。

明治二一年八月一日に開札された結果、非常な僅差（二、三〇〇円）ではあったが、佐々木八郎が落札に成功した。[135] 直ちに、すでに見た入札時の経緯にしたがい、「八月八日付を以つて三井組は落札者佐々木八郎の保証人として義務一切を負担する旨大蔵省会計局に上申し、其後落札者に対する命令書には三井組総代三井高喜の名を以つて総て保証の請書を提出し、八月廿一日付を以て佐々木八郎は『三池鉱山払下代金上納及該山に係る万事総理全権』を三井組総代西邑弔四郎に委

表4　三池炭鉱明治20年度以降10年間における出炭額・純益の見込み

年度＼坑名	勝立坑	七浦坑	大浦坑	宮ノ浦坑	新企坑	合計（トン）	純益（円）
明治20	0	224,000	72,000	4,000		300,000	97,400
21	0	240,000	70,000	60,000		370,000	143,600
22	0	240,000	70,000	100,000		410,000	234,930
23	10,000	240,000	70,000	150,000		470,000	358,070
24	100,000	240,000	70,000	150,000		560,000	383,160
25	160,000	240,000	70,000	150,000		620,000	436,140
26	220,000	240,000	70,000	150,000		680,000	489,120
27	240,000	240,000	70,000	150,000		700,000	506,780
28	250,000	240,000	70,000	150,000		710,000	515,610
29	250,000	240,000	70,000	150,000	20,000	730,000	533,270
合計	1,230,000	2,384,000	702,000	1,214,000	20,000	5,550,000	3,698,080

出典：出炭額については、三池鉱山局「自明治廿年度向十ケ年間出炭高概計予算表」（松方家文書・前出注（117）113コマ）をそのまま写し、純益については、同局「自明治二十年向フ十ケ年間損益概計予算表」（同文書115-116コマ）から純益の部分のみを抽出して、筆者が両者を合わせて作成したものである。

任する旨を届出」[136]て、実質的には、三井組が三池炭鉱を落札したといえることになる。さらにいえば、やはり、「三井組とは云ふものの其落札者の事実上の主体は三井物産会社であつた」[137]というべきところであった。

以上の落札直後の展開にあって、焦点とされるべき事柄は、何より、「落札者に対する命令書」であろう。「明治二十一年八月十八日大蔵大臣カ佐々木八郎ヘ下付シタル命令書ハ取モ直サス三池鉱山払下ニ関シタル契約書」[138]であり、「三池鉱山払下規則」および大蔵省告示五四号を受けて、三池炭鉱の払下げを具体的に規律する実体規範であるからである。もっとも同時に、急いで注意を喚起しなければならないことは、右「命令書」は契約書であるといえるにしても、その具体的内容は、払下人・払受人双方の交渉を通じて形成されたものではなく、右契約書は、一方的に払下人（大蔵省）側で作成され、払受人側はこれに拘束されるしかないものであって、右払下げ契約は、いわば、付従契約的な性格を有し、したがって、右契約書は、やはり本質的には「命令書」であるというべきことである。[139]右「命令書」の内容は、次のとおりである。[140]

命令書

当省管理筑後国三池郡三池鉱山ノ営業権並付属資産今般東京府下京橋区銀座弐丁目拾番地平民佐々木八郎ヘ年賦ヲ以テ払下クルニ付本年四月当省第五十一号及第五十四号告示ニ拠リ左ノ条々ヲ命令ス

第一条　三池鉱山ノ営業権並地所建物船舶諸器械備品其他付属一切ノ営造物ハ明治廿二年一月一日ノ現形ヲ以テ金四百五拾五万五千円ニ（ママ）払下クルモノトス

第二条　前条払下代金四百五拾五万五千円ハ無利足（ママ）拾五ケ年賦トシ左ノ割合ヲ以テ上納スヘシ

一金弐拾万円　本年八月廿七日限証拠金トシテ上納スヘシ
一金八拾万円　本年十二月十五日限第一回年賦金トシテ上納スヘシ
一金三百五拾五万五千円
内
金三百四拾弐万八千弐拾円　明治廿二年六月ヨリ同卅五年六月迄
一回金拾弐万六千九百六拾四円宛
毎年六月十五日十二月十五日限上納スヘシ
金拾弐万六千九百七拾弐円　明治卅五年十二月十五日限上納スヘシ

第三条　鉱山並付属物件ハ第二条ニ掲クル証拠金及第一回年賦金ノ上納ヲ了シタル上明治廿二年一月一日ヨリ引渡ニ着手スヘシ

第四条　第二条ニ掲クル第一回年賦金ヲ期限内ニ上納セサル時ハ此命令ハ総テ無効トナシ直ニ払下ヲ取消スヘシ
但此場合ニ於テハ既納ノ証拠金ハ之ヲ返付セス

第五条　鉱山並付属物件ハ第三条ノ手続ヲ以テ引渡スト雖トモ払下代金ノ完納ヲ了セサル内ハ貸下トシ営業権並付属物件ノ所有権ハ付与セサルモノトス

第六条　払下代金ハ他日何等ノ事情アルモ延期又ハ減額又ハ利引一時上納等其他一切ノ変更ヲ請願スルヲ許サス

第七条　年賦金ノ納期ヲ経過シ保証人ニ於テモ其義務ヲ果サス半年以上延滞スル時ハ既納ノ証拠金及年賦金ハ鉱山並付属物件ノ貸下料ト看做シ之ヲ返付セス直ニ其営業ヲ差止メ付属物件ハ悉皆之ヲ取上クヘシ若シ紛失又ハ毀損ノ物件アル時ハ相当ノ代価ヲ弁償セシムヘシ

第八条　払下代金完納以前ハ壱ケ年ヲ二期ニ分チ一期中営業ノ成績ヲ毎年二月十五日八月十五日限当省ヘ報告スヘシ

第九条　払下代金完納以前ハ当省ヨリ臨時監査員ヲ派遣シ営業ノ実況及付属物件ノ現状ヲ検査セシムヘシ且監査員ヨリ要求アル時ハ何等ノ帳簿物件ト雖トモ其閲覧ヲ拒ムヲ得ス

第十条　鉱山営業権並付属物件ハ払下代金完納以前之ヲ転貸シ若シクハ鉱山事業外ニ之ヲ使用スルヲ許サス若シ之ニ違背シ為ニ損害ヲ生シタル時ハ之ヲ償ハシムヘシ

第十一条　三池鉱山局ニ貯蔵スル物品及既ニ採収シタル未販売ノ石炭ハ第一条ニ揚クル払下代金ノ外ニシテ払受人ハ該局ノ帳簿ニ記載シアル運送費及其他ノ実費ヲ鉱山引渡ノ際一時ニ上納シ其払下ヲ受クヘシ若シ之ヲ履行セサル時ハ鉱山並付属物件ノ引渡ヲ中止スヘシ

第十二条　三池鉱山局ニ於テ是迄日本郵船会社及三井物産会社ト締結シタル該鉱山産炭運送ノ事業ニ関スル契約ハ総テ払受人ニ於テ継続スヘシ

第十三条　払下代金完納以前採掘石炭販売等ニ関シ期限ヲ定メサル契約又ハ二ケ年以上ノ期限ヲ定契約ヲ結ハントスル時ハ該謄本ヲ添ヘ当省ヘ申出認可ヲ請クヘシ若シ之ニ違背シタル時ハ其契約ヲ取消サシムヘシ依テ生シタル損害ハ総テ払受人ニ於テ負担スヘシ

第十四条　鉱山付属物件ニ係ル一切ノ修理ハ総テ払受人ニ於テ負担スヘシ若シ其修理ヲ怠リ為ニ損害ヲ来シタル時ハ之ヲ償ハシメタル上更ニ修理ヲ為サシムヘシ

第十五条　払下代金完納以前鉱山付属物件ノ模様替変換ヲ要スルモノハ該物件ノ種類員数ヲ明記シ図面ヲ添ヘ予メ当省ヘ願出ノ上其許可ヲ請フヘシ若シ之ニ違背シテ模様替変換ヲ為シタル時ハ原形ニ復サシメ若クハ損

害ヲ償ハシムヘシ

第十六条　払下代金完納以前鉱山付属物件ヲ亡失若クハ毀損シタル時ハ直ニ相当ノ代品ヲ補充シ該物件ノ種類員数及其事由ヲ明記シ三十日以内ニ届出ヘシ若シ之ニ違背シタル時ハ第十四条ノ例ニヨリ処分スヘシ

第十七条　払下代金完納以前鉱山付属地ノ樹木ハ一切伐採スルヲ許サス但坑業上妨害トナルヘキモノハ其種類員数ヲ明記シ当省ヘ申出許可ヲ請フヘシ若シ之ニ違背シタル時ハ相当代価ヲ弁償セシムヘシ

第十八条　払下代金完納以前払受人ニ於テ自費ヲ以テ建物ヲ建設シタル時ハ該建物及位置ノ図面ヲ添ヘ其旨届出ヘシ

第十九条　払下代金完納以前日本坑法及坑業ニ関スル法令規則ニ抵触ノ廉アリト見認ル時ハ直ニ矯正ヲ命スヘシ

第二十条　払下代金完納ノ上ハ日本坑法ニ拠リ借区ヲ引受クヘシ

第二十一条　払受人ニ於テ前各条ニ違背シ又ハ前各条ノ事項ヲ履行スルコトヲ得サル時ハ其何等ノ事情ニ起因スルヲ問ハス保証人ニ於テ総テ其義務ヲ負担スヘシ

右ノ条ヲ堅ク遵守スヘシ

明治廿一年八月十八日　　大蔵大臣伯爵松方正義

以上の「命令書」については、次のような特徴点を指摘することができる。まず第一に、「命令書」の具体的内容が、その頭書に明示されたとおり、基本的に、先の「三池鉱山払下規則」および大蔵省告示五四号に依拠したものであること。「命令書」の多くの規定（一条ないし三条、五条ないし七条、一〇条ないし一二条、および、一九条二〇条）が、「三池鉱山払下規則」の入札手法にかかわらない全規定（同規則一条、および、八条ないし一三条）と大蔵省告示

五四号（これらを以下、《旧規定》と呼ぶことにしたい）との間で、それぞれに対応関係を有しており、内容においても彼此一致しているのがほとんどである（ただ、より具体的な表現が加わり〔「命令書」一条ないし三条、および一一条一二条（なお、一二条〔および一三条〕において、「契約」という語が採用されたことに注目したい。対応する旧規定では、「条約」の語を用いていた[141]〕、また、払受人にとって、より厳しい法的表現が追加された〔「命令書」六条および七条〕ものの、規定内容は対応する旧規定と同一〔「命令書」一九条二〇条の場合は表現まで同一〕といえる）。しかしながら、「命令書」五条および一〇条の規定にあっては、対応する旧規定には見られなかった法的構成が明記された。この点は、非常に重要であり、直ちに再述する。第二に、「命令書」には、さらに、新設の規定も多く含まれていること。具体的には、第一回年賦金の支払にかかわる四条、および、保証人の義務を明記する二一条（七条でも保証人の義務に触れる）のほかは、すべて、払下げ代金の完納以前の段階にあって、払受人が、三池炭鉱の営業、鉱山および付属物件の形状等に関して負担する義務を明記する規定である（八条九条、および、一三条ないし一八条）。払受人のこれら義務の内容は、一見して（ことに、一四条一七条など）非常に重く、使用貸借における借主の義務（参照、たとえば、現行民法典五九五条など）ではないかと見まがうほど、巨額の対価（払下代金）の支払義務とのかかわりで、あまりに均衡を失しているといえる。そして、払受人の右義務は、払受人の権能が反映するところであるから、焦点は、払下げ代金の完納以前の段階にあって、鉱山ならびに付属物件の使用収益などに対し、払受人がいなる権原を有するかに据えられることになろう。そこで、何より第三に、「命令書」五条が、「払下代金ノ完納ヲ了セサル内ハ貸下トシ営業権並付属物件ノ所有権ハ付与セサルモノトス」と明記し、また、一〇条では、「鉱山営業権並付属物件ハ払下代金完納以前之ヲ転貸シ若シクハ鉱山事業外ニ之ヲ使用スルヲ許サス」と表現して、「三池鉱山払下規則」一一条にいう抵当権設定・売却の禁止ではなく、転貸の禁止である旨が明記された（あわせて、年賦金支払の履行遅滞に際しては、

過払代金は「鉱山並付属物件ノ貸下料ト看做」される〔七条〕と表現し直された）こと。払下げ代金の完納以前が貸下である旨は、すでに見たように、大蔵省告示五四号で明示されていた。しかしながら、旧規定の作成から四ケ月にも満たない僅かの期間のうちに作成された「命令書」において、払下げ代金の完納まで払下人（国）に営業権ならびに付属物件の所有権が留保されること、および、転貸禁止、という法的構成ないし法技術を新たに用いた真意は何であろうか。払下げ代金の回収をより確実なものにしたい旨の払下人の意図は、たとえば、払受人の営業成績などへの介入（「命令書」八条九条）などにも明らかであるし、また、そのため、営業権ならびに付属物件の所有権を払下げ代金の完納まで留保するという法的構成は、官業の払下げにあっては、いわば、常套の法技術であったようである。[142] しかしながら、三池鉱山の払下げの場合には、入札制度を採用して、他の払下げ事例とは同列視できない巨額の払受価格（「財産物品」代価を含め、総額四五九万〇四三九円に及ぶ）が確定したのであり、[143] それだけに、払下げ代金の完納以前の段階における営業権ならびに付属物件の所有権の帰趨が重要であるにもかかわらず、先例に倣ってか、「命令書」は、旧規定と法的構成ないし法技術を変えながら、なお、「払下」「貸下」という二つの法的構成を混在させている。したがって、右「命令書」からは、払下げ代金の完納以前において、払受人が鉱山ならびに付属物件の使用収益などに関していかなる権原を有するかは、不透明であるといえる。そして、払受人の法的権原をめぐる右の不透明さは、払受人が今後、三池炭鉱事業を展開させていく過程にあって、思わぬ具体的問題に遭遇する場合には、「命令書」の解釈をめぐる法的論議が輻輳することを予兆させるものであったといえる。[144]

かくして、きわめて高額の払受け価格による官営三池炭鉱の払下げは、「炭鉱事業を世人に有望視させる為に大に有力であった」[145]などと評される社会的波紋を呼び起こしながら、三池炭鉱が国から三井物産へ、「明治廿二年一月一日ノ現形ヲ以テ」（「命令書」一条）、来たる「明治廿二年一月一日ヨリ引渡ニ着手」（同三条）されることに帰結された。

このため、官営三池炭鉱は、最終年度(明治二一年度)、その採炭営業を三ケ月減縮されたが、創業以来の官営三池炭鉱の収支積算総計では、「興業費ハ全ク銷却シ了テ尚金三拾七万七千六百四円四拾八銭弐厘ノ純益」[146]を上げて、三池炭の生産業務を終える(「明治廿一年十二月三池鉱山局廃止」[147]となる)。しかしながら、最終年度にあっても、旧来の懸案である勝立坑の開鑿事業は推捗せず、次のように報告されている。勝立竪坑の、「本年四月ヨリ十二月末マテ鑿進ノ工程ハ六十一尺ニシテ、創始以降ヲ累算セハ三百九尺五寸トス。抑モ本坑年度初頭ニ於テハ岩質非常脆軟ニ変シ、之カ為メ鑿進ノ工程ハ著シカリシト雖トモ、只遺憾ナルハ水碍防禦ノ一点ニシテ、…［中略―筆者］水害防禦ニノミ齷齪タリシヲ以テ、鑿業ニ従事セシ日子ヲ算スレハ年度初頭以来僅々三十余日ニ過キス。是レ本坑工程ノ不進ヲ呈セシ主因ナリ」[148]。したがって、勝立坑の困難な開鑿事業は、未完成のままに、払受人である三井組(三井物産)の手に委ねられることになった。

三井物産は、「落札第一回の納入金の融通を三井銀行に仰いだ関係上物産とは離れて三井［三池―筆者挿入］炭鉱社なる一社を組織し」[149]、右の組織化にあたっては、「出水多量なる三池炭鉱の経営は斬新の知識を有し且つ三池炭鉱に精通せる技術家を首脳者とするにあらざれば成功覚束な」[150]いとして、海外調査から帰朝したばかりの団琢磨を事務長に迎え入れた。かくして、三池炭鉱は、「明治二十二年一月三日政府よりの引渡を完了し、翌四日より三池炭鉱社名義を以つて営業」[151]を再開したのである。

以上のように、三池炭鉱は、なお、払下げ代金の完納に至るまで、国にその営業権ならびに付属物件の所有権が留保されつつも、証拠金および第一回年賦金(あわせて、一〇〇万円)の支払を終えた三井組(三池炭鉱社)の支配下に置かれた。この後、三井組(三池炭鉱社)は、何より、多額(「無利足」[ママ]「命令書」二条)とはいえ)の「炭鉱払下代金年賦上納といふ重荷を負」[152]い、そのため、三池炭鉱の将来を支える筈の勝立坑開鑿事業の推進を喫緊の課題とす

ることになる。

(104) 参照、小林正彬「官業払下げの実施過程と企業者活動―その経営史的考察―」和洋女子大学紀要八輯一頁以下（一九六三年）、小島・前出注(69)四二頁、四宮・後出注(105)二頁、など。

(105) 三池炭鉱の払下げについては、参照、小林正彬「三池炭鉱の払下げについて」和洋女子大学紀要一〇輯四三頁以下（一九六五年）（のち、同論稿は、小林正彬・日本の工業化と官業払下げ三〇九頁以下〔東洋経済新報社、一九七七年〕に所収されたが、右書では大幅に短縮されているので、大学紀要の方を引用させていただく）、田中修「工部省所管事業の払下げと三池炭鉱の払下げ」大塚久雄ほか（編）・資本主義の形成と発展六一頁以下（東京大学出版会、一九六八年）、隅谷・前出注(69)二五七頁以下、四宮俊之「官営三池炭鉱の払下げをめぐって―その背景と払下げ価格の根拠などの再考―」エネルギー史研究ノート九号一頁以下（一九七七年）、（財）三井文庫（編）・三井事業史　本編第二巻三〇〇頁以下（同文庫、一九八〇年）、など。

(106) 三井による落札後の展開については、代表的な研究として、春日豊「三井財閥における石炭業の発展構造―日本産業革命期を中心として―」三井文庫論叢一一号一〇九頁以下（一九七七年）がある。さらに参照、松元宏・三井財閥の研究二一頁以下（吉川弘文館、一九七九年）。

(107) 四宮・前出注(105)一頁。

(108) 明治一三年一二月の記事として、「阿仁院内三池等ノ各鉱山ヲ売下セラレンコトヲ上願スルモノ陸続輩出ス・皆之ヲ允許セス」（「工部省沿革報告」大蔵省（編）・明治前期財政資料集成一七巻六四頁（改造社、一九三一年））と伝えられる。

工場払下概則については、参照、小林・前出注(104)四頁。

なお、高島炭鉱は、払下げ論の勃興以前に、後藤象二郎に払い受けられ（明治七年一二月）、明治一四年に、三菱に譲渡された。

(109) 鉱山懇話会・前出注(64)六二頁。

(110) 大蔵省・前出注(108)六七頁。

(111) 石橋恂彦「往時の日本鉱業と工部大学の沿革」明治文化回顧録三五頁（明治文化発祥記念誌所収）（大日本文明協会、一九二四年）。同箇所では、工部省所管の事業は、「いづれも儲かるところがない。そこで」「之を民間に払下といふことになつた」というが、すでに［表1］などで見たとおり、三池炭鉱については、正鵠を欠いているというべきである。

(112)　参照、四宮・前出注(105)四頁以下。

官営三池炭鉱への批判が世論として構築されるについては、たとえば朝野新聞の「官有石炭山の利害を論ず」と題する社説（明治二〇年一一月一五日［四二一二号］から同月一八日［四二一五号］まで四回の連載）とこれに対する大蔵省の弁明書（同新聞明治二〇年一一月二〇日［四二一七号］および同月三〇日［四二二五号］の二回）の応酬なども、相当に寄与したものと推測される。

右社説では、「官業として依然…［中略―筆者］存在せる者の中に就て最も事業の盛大にして且つ民業に重大の利害を蒙らしむる者は三池石炭山の事業是なり」（四二一二号一頁。原文には傍点がある）としたうえで、三井物産には、三池炭の売上代金および海外輸送の運賃につき、莫大の利益があるとして、次のように論じた。

「若し夫れ政府にして三井物産会社に向て特別の恩恵を与んと欲せば三池炭山の所有権を挙げて之を該会社に賜与すべし。設へ故なく官物を一私人に賜与するは不当の事なるにせよ其弊害は猶ほ今の委託販売より生ずる弊害よりも浅鮮なるべし。其故は他なし。該会社にして其所有権を有し自ら其事業を営む時は自ら其損益利害を蒙るが故に如何に激烈の競争を開いて他の同業者を圧倒せんと欲するも復た其生産原費を償はざる程の低価を永久に継続する能はざるが故に、政府も今の如く損失を蒙らず人民も今の如く販路を掠奪せられ莫大の損失を蒙るの憂なければなり」（四二一五号一頁。判読のため、最小限の句読点を施した。なお、原文には傍点がある）。

(113)　「三池炭鉱が払下げられるにいたったのは、明治政府部内の抗争が大きな影響を及ぼしていた」（三井文庫・前出注(105)三〇〇―三〇一頁）とされることも多い。「三井の手を三池より斥くるは長州の勢力に打撃を与ふるものなりとの策士の策動があり、斯くて政府部内に於て三池炭鉱払下の議論が漸次有力とな」った（故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一九〇頁）、あるいは、「長州の金櫃は三井だ、三井の金櫃は三池だ、三池を三井から離してしまへと云ふのであつた。三井は買ふまいと思ふて居つた。三菱へ只で取つてしまはうと云ふのであつた」（長井（益田（述））・後出注(131)二九一頁）などという、三菱＝薩摩　対　三井＝長州の図式がそれである。

しかしながら、本文に述べたように、官営三池炭鉱への社会的批判の存在こそが、払下げの決定的要因というべきであろう。

(114)　官営三池炭鉱は「当初閣議ヲ経処分セシモノ」（松方家文書・後出注(117)六八コマ）であった（故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一九〇頁にも、「内閣に於て其払下を決定した」とある）。

(115)　「三池鉱山払下規則」の起草者については、「折しも黒田内閣に外務大臣であつた大隈重信は、三池払下規則なるものの制定を発案して、御用商人と官吏との間に行はれる不正手段を防がうとした」（白柳・前出注(56)二三三―二三四頁。同・前出注(83)三一三

頁も同文）ともされている。

しかしながら、官業払下げに関する規則については、兵庫造船所の払下げ（明治二〇年七月）直後に、森有礼の勧告による「払下規則」が制定されており、入札法を用いることを始めとして、「三池鉱山払下規則」が、右「払下規則」に準拠して作成されていることは明らかである（参照、後出注(121)およびこれに対応する本文）。また、「三池鉱山払下規則」は、大蔵省告示であるから、松方大蔵卿の主体的関与を推測するのが自然ではないか。入札法の採用、払下げ価格の設定につき、松方大蔵卿の意向が反映されたと思われることについては、参照、後出注(119)(129)(130)およびこれらに対応する本文。

(116) 官報明治二一年四月二一日〔一四四〇号〕一―二頁（また、法令全書明治二一年一四八―一五〇頁にも収録されている）。

(117) 松方家文書第六〇冊〈マイクロフィルムR33〉九一―一二〇コマ（国会図書館憲政資料室）。

これら参考資料の原本は、「松方家文書　第六〇冊」中に整序され、大蔵省財政資料室に保存されているが、引用可能なマイクロフィルム版がある。のちに見る「三池鉱山払下代金減免ニ関スル一件書類」など、三池鉱山に関する資料は、すべて、マイクロフィルムR33に収録されているから、本稿では、「松方家文書」として、右マイクロフィルムのコマ数を引用する。

(118) 法令全書明治二一年一五六―一五七頁。

(119) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一九一頁。

(120) 参照、隅谷・前出注(69)二六四頁。

(121) 森有礼の勧告により制定された「払下規則」の全文は、次のとおりである（ただし、小林・前出注(104)八頁から引用させていただいた）。

払下規則

一　官有物ノ払下ハ都テ入札法ヲ用ユルコト

一　払下ヘキ物品ノ実価ヲ評査シ之ニ拠リ払下ノ価格ヲ何程以上ト予定スルコト

一　入札ハ左ノ資格アル者ニ限リ之ヲ許スコト

一　払下金ノ半額以上ヲ即時ニ上納シ得ル者

一　即時上納金ニテ金額ニ達セサルトキハ其残額ハ公債証書又ハ確実ナル銀行ノ保証書ヲ以テ幾期ニ分チ上納ノ事ヲ約シ得ル者

一　前項ノ上納ヲ期限内ニ為シ能ハサルトキハ其理由如何ニ関セス官ノ処分ニ服従スヘキ旨ヲ予約シ得ル者

一　払下ノ公告ハ三ケ月前ニ之ヲ発シ前条ノ資格ヲ備ヘタル者ハ入札ノ願ヲ許シ入札法ニ拠リ高価ノ者ニ払下クルコト
一　高札ノ金額予定ノ価格ニ達セサルトキハ払下ヲ中止シ再入札ヲ為サシムルコト

「三池鉱山払下規則」を、右の「払下規則」と比較対照すれば、払下げ予定価格の点で、「払下規則」第四項目に依拠しえなかったことを除いては、払下げ公告の時期（「払下規則」第七項目）をも含め、両者は符合しているといえる。したがって、「三池鉱山払下規則」は右「払下規則」をモデルとして制定されたことが推測される。なお、参照、前出注(115)。

(122)　故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一九二頁。

(123)　松方家文書・前出注(117)一〇五コマ。
右資料には、注記として、次の一節がある。
「是ハ払下規則第八条ニ掲クル財産物品ニ有之四百万円以上評価額ノ外ナリ而シテ来ル十二月［明治二一年一二月のこと―筆者注］三十一日現在高ハ多少本額ニ異動ヲ生スルコトアルヘシ」。
なお、後出注(127)に掲げた［表5］「おもな官業払下げ実施過程」における三池炭鉱の払下げ価格には、この「財産物品」の額が算入されている。

(124)　東京経済雑誌四一六号［明治二一年四月二八日］（ただし、田中・前出注(105)九三頁注(24)から引用させていただいた）。
さらに参照、後出注(154)。

(125)　本文に述べたように、「三池鉱山払下規則」からは、払下げ代金の完納を待たずに、三池炭鉱の営業権ならびに付属物件の所有権が払受人に帰属することがうかがえる。のちの「命令書」において、法的構成ないし法技術上、払下げ代金の完納以前は、これら権利が国に留保されること（同五条）などが規定されても、ことの実質は変わらないとの解釈も十分成り立つものと考えられる。参照、後出注(144)およびこれに対応する本文。

(126)　参照、小林・前出注(105)四七頁以下、田中・前出注(105)八七頁以下、四宮・前出注(105)一〇頁以下、など。

(127)　三池炭鉱の払下げと他の払下げ事例とを比較検討するうえで、次の［表5］はきわめて有益である。
なお、すでに触れた（参照、前出注(123)）ように、右［表5］における三池炭鉱の払下げ価格には、「財産物品」の額が算入されている。

(128)　隅谷・前出注(69)二六四頁。

表5　おもな官業払下げ実施過程（円未満切捨）

払下年月	物件	官業時投下資本(1885年末)	財産評価額(1885年6月末)	払下価格	払受人	譲渡年次および譲渡先	現在所属会社
1874-12	高島炭鉱	393,848	-	550,000	後藤象二郎	1881 三菱へ 97万円で	三菱鉱業
82-6	広島紡績所	50,000	-	12,570	広島綿糸紡績会社	1902 海塚紡績所	
84-1	油戸炭鉱	48,608	17,192	27,943	白勢成熙		
84-7	中小坂鉄山	85,507	24,300	28,575	坂本弥八他	廃止	
84-7	深川セメント	101,559	67,965	61,741	浅野総一郎		日本セメント
	梨本村白煉化石			101	稲葉来蔵		
84-7	深川白煉化石			12,121	西村勝三		品川白煉瓦
84-9	小坂銀山	547,476	192,003	273,659	久原庄三郎		同和鉱業
84-12	院内銀山	703,093	72,990	108,977	古河市兵衛		古河鉱業
85-3	阿仁銅山	1,673,211	240,772	337,766	古河市兵衛		古河鉱業
85-5	品川硝子	294,168	66,305	79,950	西村勝三 磯部栄一	1892 廃止	
85-6	大葛金山	149,546	98,902	117,142	阿部潜	1888 三菱	三菱金属鉱業
86-11	愛知紡績所	58,000	-	-	篠田直方	1896 焼失	
86-12	札幌醸造所	-	-	27,672	大倉喜八郎	1887 札幌麦酒 1895 札幌製糖	サッポロビール
87-3	紋鼈製糖所	258,492	-	994	伊達邦成	浅羽靖	1896 解散
87-6	新町紡績所	130,000	-	150,000	三井		鐘淵紡績
87-6	長崎造船所	1,130,949	459,000	459,000	三菱		三菱重工業
87-7	兵庫造船所	816,139	320,196	188,029	川崎正蔵		川崎重工業
87-12	釜石鉄山	2,376,625	733,122	12,600	田中長兵衛		新日本製鉄
88-1	三田農具製作所	-	-	33,795	岩崎由次郎他	東京機械製造	東京機械製作所
88-3	播州葡萄園	8,000	-	5,377	前田正名		
88-8	三池炭鉱	757,060	448,549	4,590,439	佐々木八郎	1890 三井	三井鉱山
89-12	幌内炭鉱・鉄道	2,291,500	-	352,318	北海道炭礦鉄道	1899 三井	北海道炭礦汽船
93-9	富岡製糸所	310,000	-	121,460	三井	1902 原合名会社	片倉工業
96-9	佐藤金山	1,419,244	445,250	1,730,000	三菱		三菱金属鉱業
96-9	生野銀山	1,760,866	966,752				

出典：東京大学出版会(編)・日本経済史大系五巻　近代上324-325頁(同出版会、1965年)。

(129) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一九〇―一九一頁。
(130) 田中・前出注(105)八八頁。
(131) 長井実（益田孝（述））・自叙益田孝翁伝二八七―二八八頁（内田老鶴圃、一九三九年）。
(132) 長井（益田（述））・前出注(131)二八九―二九〇頁。
(133) 「三池鉱山ノ内勝立坑地震ニヨリ廃坑トナリタルニ付歎願」松方家文書・前出注(117)六二コマ。
(134) このことは、すでに指摘されている。参照、たとえば、田中・前出注(105)八九頁、など。
(135) 明治二一年八月一日の開札の結果は、次のとおりである（官報明治二一年八月二二日［一五四五号］五―六頁）。

当省管理筑後国三池郡三池鉱山払下ノ儀曽テ閣裁ヲ経告示ニ及置候払下規則ニ依リ去月三十日迄ニ差出候入札書本月一日開封候処其結果左ノ通ニ有之

壱番	東京府京橋区銀座二町目十番地 佐々木　八郎
金四百五拾五万五千円	
弐番	京都府下京区第十二組永原町六番戸 島田善右衛門総代理 川崎　儀三郎
金四百五拾五万弐千七百円	
三番	千葉県東葛飾郡本行徳駅六番地 加藤総右衛門
金四百弐拾七万五千円	
四番	東京府麹町区富士見町五町目五番地 三井　武之助
金四百拾万円	同日本橋区浜町二町目十一番地 三井　養之助

以上の開札結果は、大蔵省報告「三池鉱山ヲ東京府平民佐々木八郎ニ払下ヲ許可ス」（同年八月二〇日付）として、大蔵大臣から内閣総理大臣へ報告された。その報告書の原文は、公文類聚第一二編（明治二一年）巻之四九（民業門坑業付三）坑業四七項目とし

て、国立公文書館に保存されている（マイクロフィルム一一〇六コマ以下）。

なお、本注の冒頭に示した官報の記事では、右報告書のなかから、先の開札結果とともに、三井組の保証に関する、次の重要な一節を抽出している。

「佐々木八郎最高価ニシテ同人ニ於テ万一違約等有之節ハ該年賦金ノ完納及採炭事業ニ給足スヘキ資金ハ勿論其他坑業上ニ関シ当省命令ノ条件ハ総テ三井組ニ於テ保証致候ニ付テハ年賦金及坑業上共将来不都合可相生懸念無之ト存候間払下規則第六条ニ依リ前記最高金額四百五拾五万五千円ヲ以テ佐々木八郎ヘ払下及許可候条此段及報告候也」（右官報六頁）。

また、先の開札結果における第二順位の川崎儀三郎については、三菱との関係が憶測されている（参照、たとえば、四宮・前出注(105)一七頁）。もしこの憶測が真実であるならば、官営三池炭鉱の落札をめぐり、三井対三菱の相剋が展開されたことになる。

(136) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一九三頁。

三井組の保証については、参照、前出注(135)中に掲げた官報の記事。

(137) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)二五七頁。

(138) 松方家文書・前出注(117)七四コマ。のちに見る、三池鉱山払下代金減免の歎願に関する、「法制局の意見書」中の言葉である。このような「命令書即契約書」という表現は、右歎願に対する政府の意見書中に、しばしば散見されるところである（たとえば、参照、後出注(144)の「閣議原案」中の表現、など）。

しかしながら、「命令書」の作成に先行して、払下人（政府［大蔵省］）側と払受人（佐々木八郎［三井組・三井物産］）側との間に、払下げをめぐる双方の権利義務の具体的内容に関して、実質的交渉が存在したとは考えられない。

このように、当事者間に契約交渉の実体が存在しなかったのに、「命令書即契約書」と言い切る、「命令書即契約書」の作成者側（政府）の意図は何か。ことに、「命令書」にあって、のちに見るように、先の「三池鉱山払下規則」および大蔵省告示五四号では現れていなかった新たな法的構成ないし法技術が採用された（その焦点は、「命令書」五条および一〇条である）だけに、問題はより深刻である筈であるにもかかわらず。

三池炭鉱の払下げに関して、両当事者の権利義務内容をめぐる具体的交渉は、来たるべき具体的事件（のちに見ることになる、勝立坑の水没がこれに相当しよう）の発生まで、持ち越されることになったといえるのではないか。参照、後出注(186)およびこれに対応する本文。さらに、参照、後出注(139)。

(139) もっとも、払受人は、「三池鉱山払下規則」および大蔵省告示五四号（これらを以下、《旧規定》と呼ぶことにしたい）を承知し

て、三池炭鉱払下げの入札（そして、落札）に臨んだのであり、払受人側の意思は、これら旧規定によって、すでに形成されていたといえる。そして、このようにいえるのなら、少なくとも払受人側にとって、旧規定の趣旨こそが、この「命令書」の理解・解釈にとっても決定的に重要であるといえることになろう。ことに、旧規定と異なる法的構成ないし法技術が、「命令書」に新たに採用された場合（のちに見るように、「命令書」五条および一〇条がその焦点になる）には、この点がきわめて重大な意義を持つことになると思われる。

参照、前出注(125)さらに後出注(144)およびこれらに対応する本文。

(140) 松方家文書・前出注(117)三三コマ以下。

この「命令書」は、松方家文書第六〇冊中、「鉱業　23　三池鉱山ノ営業権並付属資産払下ニ関スル命令書及之ガ法律的解釈ニ関スル件」の項目のなかに保存されている。

(141) 元来、「条約」という用語は、「契約」の意味で使われてきた（たとえば、参照、三井物産による三池炭の一手販売権に関する「三池石炭売捌方条約書」〔前出注(85)(86)〕など）が、「三池鉱山払下規則」の作成から「命令書」の作成まで、四ケ月にも満たない僅かの間に、「条約」から「契約」へと用語法が変わったことは、筆者にはきわめて興味深いところである。この変化を一般的に推し及ぼして、明治二一年のこの時期の頃に、わが国における法律用語法が確立したと想定することができるのではあるまいか。

(142) たとえば、「従来『ただ同然』で払下げられた第二段階（払下げの主流をなす）のときにも、払下金完納までは政府所有という規定」（小林・前出注(105)五三頁）があったとされている。

(143) 参照、前出注(127)に掲げた［表5］の「おもな官業払下げ実施過程」。

(144) のちに見る、三池鉱山払下代金減免の歎願に関する「閣議原案」中にも、次の表現がある。

「抑当初大蔵大臣ヨリ払受人ニ下付シタル命令書即契約書ノ不完全ナルヨリ此ノ紛紜ヲ生スルモノニシテ…［後略―筆者］」（松方家文書・前出注(117)八七―八八コマ）。

さらに参照、前出注(125)(139)およびこれらに対応する本文。

(145) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(96)一六七頁。

同箇所では、続けて、「筑豊に炭鉱熱が高まり、東京大阪方面の資金が注入されて来たのも、此三池払下が與つて大いに力があつたらうと私は思ふ、…［中略―筆者］此明治二十一、二年といふ年は、我国の石炭鉱業にとつては甚だ重大な意義のある年で」ある、などという。

(146)「三池鉱山第十七次　自明治廿一年四月至明治廿二年三月　年報」西日本文化協会(編)・福岡県史　近代資料編　三池鉱山年報　四六七頁（福岡県、一九八二年）。
(147) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一九九頁。
(148) 西日本文化協会・前出注(146)四七七頁。
(149) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)二五七―二五八頁。
(150) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一九八頁。
(151) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)二〇一―二〇二頁。
(152) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)二〇五頁。

(三) 勝立坑の水没をめぐる折衝

すでに見たように、「ときの政府（首相黒田清隆、蔵相松方正義）から三井物産が三池炭鉱の払下を受けることによって、三井ははじめて炭鉱主になった」[153][154]が、すでに、明治二二年（一八八九年）一月三日、三池炭鉱の「鉱山並付属物件」（「命令書」三条）の引渡は完了し、未だ「営業権並付属物件ノ所有権ハ付与セ［られ―筆者挿入］サル」（「命令書」五条）状況であるとはいえ、三池炭鉱は、三井組（三井三池炭鉱社）による現実の支配下に入った。ここに、三井組（三井三池炭鉱社）は、現実的には、従前までの官営三池炭鉱の地位に取って代わり、三池炭の生産業務を担当して、その流通・販売業務を担当する三井物産と相携え、三池石炭山事業のより一層の展開を企図していくことになった。しかしながら、三井組（三井三池炭鉱社）には、営業開始時以来、右の展開を頓挫させるやもしれない懸念材料が存在していた。すでに官営三池炭鉱の時代にあって、明治一七年六月に試錘に着手して以来、「尠なからざる資金と時日を費しながら未だ前途の光明を見出さず、或は之を水坑として廃棄せなければならぬかの運命を辿りつつあった」[155]

勝立(カッタチ)竪坑の開鑿事業が、それである。

すでに繰り返し触れたように、勝立坑は、「三池鉱山ノ命脈トモ称スヘク此後ノ出炭ハ専ラ此坑ニ拠ルノ外無之程ノ処」[156]であり、同坑の存在は、官営三池炭鉱の払下げ入札に際しても、［表4］に明らかなように、きわめて重要な判断要素であった。しかしながら、三池炭鉱の将来展望を支える筈の勝立坑の開鑿事業は、開発に伴う湧水の排水問題が未解決であるがゆえに、難渋をきわめており、このため、あるいは近い将来において、三井組（三井三池炭鉱社）が、払下げを受けた「契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサル」（現行民法典五六六条一項）状況が現出する危惧が存在していた。そして、三井組（三井物産）は、右の危惧が依然として払拭されていないことを十分認識しながら、あまりに巨額の払受け価格をもって三池炭鉱を落札したのであった。

およそ、炭鉱事業に従事する者にとって、「炭鉱の開発にともなって、とめどもなく湧いてくる地下水を、どうして排水するかという炭鉱の排水問題」[157]が、一六世紀中葉のイギリスで家庭用・工業用の新しい代替燃料として石炭が登場して以来、石炭・炭鉱開発を図るにあたり、最重要の技術的課題であることは、周知の事柄に属する。[158]歴史的にも、右課題を解決する方策として、「人力や畜力の限界を克服する、強力な動力を具えたポンプの出現が要請され」、中略―筆者］その要請にこたえて現われたのが蒸気機関であ[159]った。そして、この坑内排水の問題は、あらゆる鉱山に共通する克服課題ではあるが、[160]ことに、三池炭鉱にあっては、「Miyeke mine district ノ lithological character トシテ止ムヲ得ザリシ」[161]宿題とされ、すでに幾度か言及したように、湧水の多いことが三池炭鉱の唯一の欠点であるとされるところであった。[162]したがって、三池炭鉱のこの特性は、一般的にも公知の事柄であったのみならず、払受人側の三井物産は、これもすでに見たように、明治九年（一八七六年）の設立当初以来、継続して、三池炭の海外での売捌方を業務の中核にし、官営三池炭鉱と密接な提携関係を保持するものであったから、払受人側は、三池炭鉱の右全般的特

性を熟知していたものといえる。まして、勝立坑の開鑿事業が湧水の排水問題ゆえに進捗していない事実を直視すればこそ、「遅々として進まぬ勝立坑の開鑿」を「執心の一事」[163]とする団琢磨を三井三池炭鉱社の事務長に招聘したのである。

かくして、明治「二十二年同炭鉱〔三池炭鉱のこと—筆者注〕が官業より三井家の有となるや曩に出水の為工事を中止せし勝立坑の開鑿を再開」[164]した。すなわち、明治二二年（一八八九年）一月三日、三井組（三井三池炭鉱社）の支配下に移った新生三池炭鉱は、坑内排水の方策を可及的速やかに確立するという工学技術的課題に直面しながらも、「将来ノ望ヲ掛ケタル勝立坑即本鉱山将来出炭総高ノ三分〔の—筆者挿入〕一強ヲ占ムヘカリシ新坑」[165]の開鑿事業を続行させることに決し、明治二二年一月四日より、その営業を開始したのである。勝立坑の開鑿は、官業時代の最終成果として、あと「僅か百尺にして炭層に達する」[166]までに至っており、坑内排水の具体的方策さえ確立されれば、なお着炭に漕ぎ着ける成算を十分に有するものであったからである。そのため、いまや三井組（三井三池炭鉱社）に経営主体が移った三池炭鉱は、勝立坑開鑿事業の推進を図り、「業務部の分科に七浦、宮ノ浦、大浦採鉱部と並んで勝立採鉱部を設け廿二年度に於て金七万五千七百六十八円を勝立興業費として計上し、二月以降坑内出水増加の為に、更に六万六千百三十円を増加し、合計十四万千八百九十八円となすことに決定した」[167]。

団琢磨事務長としては、勝立坑の排水問題につき、「自分の研究の結果デーヴィ喞筒を使用するのが最も適当と考へて之を述べたが、之を設置するには少くとも五、六十万円は掛る、其当時の五、六十万円と云へば中々の大金であつて、社内でも自分の意見は容易に採用されぬ、そんな大金を投じて若し不成功に終つたならとの不安が他の人々にあつた為、結局モツト簡単な吊下喞筒でやれるだけやつてみたらどうか、といふ事になり、自分は不本意であつたが一先づ其説に服し、吊下喞筒で辛ふじて継続してやる事になつた」[168]。しかしながら、坑内排水のために、従来通り、坑内

据置き型の蒸気ポンプを活用しながらの勝立坑開鑿事業は、やはり頗る困難であり、労働環境も劣悪であったようである。[169] また、勝立坑の開鑿事業が推進されていく過程で、明治二二年（一八八九年）「三月、同坑ニ横坑ヲ穿チ掘進準備ノ為メ此ニ喞筒ノ数ヲ増サント欲セシ際、不幸ニモ横坑開鑿中水脈ニ当リ湧水大ニ増加シ来リ、一分時間出水ノ量ハ三百九拾立方尺ニ至リ、既ニ一旦ハ数挺ノ喞筒ヲ浸シ此先何程ノ増量ヲ見ルモ難斗ニ景況ニ有之候」[170]という、意図しない事態にも陥った。勝立坑における一分間あたり三九〇立方尺（一万〇八四九リットル）の出水量は、確かに異常な量であり、この折には、「寧ロ同坑ヲ水坑ニ帰セシメ、将来之レカ疏水ニ要スル費用ヲ移シ、他ニ新坑ヲ穿ツ方得策ナリトノ説モ有之候。然レトモ、折角政府ニ於テ今日迄起業相成候同坑ヲ放棄シ他ニ新坑ヲ穿ツハ、政府当初ヨリノ計画ニモ悖リ何分遺憾トスル所ニ有之候後ハ、終ニ同坑ヲ維持スルニ決シ、直ニ英京ヘハ喞筒四個機鑵拾台特別喞筒［デーヴィ・ポンプとは別の喞筒である―筆者注］六個ノ注文ヲ為シ、右到着迄ハ従来備付ノ喞筒拾個ヲ以テ単ニ疏水ノ一方ニ当ラシメタリ」[171]。かくして、これらポンプなどの到着を待っていたところ、さらに追い討ちをかけるように、思わぬ天災事変が突発した。明治二二年（一八八九年）七月二八日午後一一時四〇分、熊本の金峰山付近（東経一三〇度七分、北緯三二度八分）を震央とする、マグニチュード六・三の「強烈なる地震」[172]が発生したのである。

「九州地震」（ないし「熊本地震」[173]）ともいわれる右地震[174]は、「島原半島の眉山に山崩れがあ」[175]ったほか、広い範囲でかなりの被害をもたらしたようである（参照、［図1］

図1　九州地震の震度分布

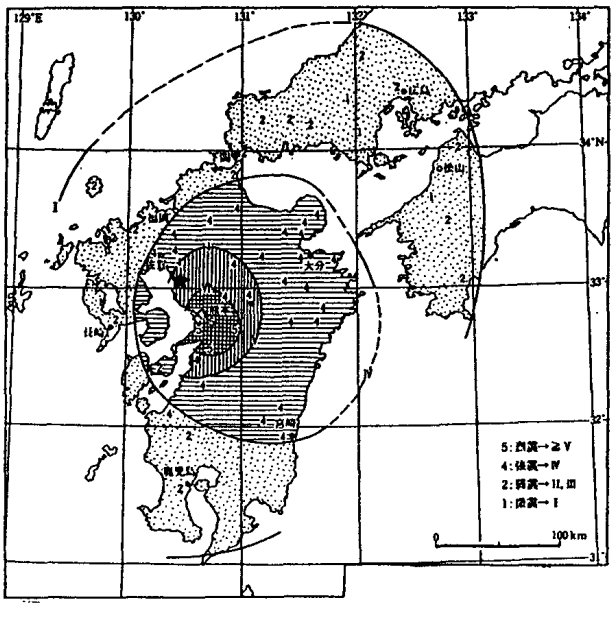

出典：宇佐美・前出注(174)107頁（なお、算用数字は当時使われていた震度、ローマ数字は現行の震度である）。三池炭鉱の位置は、★で示した。

および[表6]）。そして、「筑後国三池地方ニ至リテハ実ニ異常ノ劇震ニシテ該地方民家ノ如キハ其損傷尠カラス、就中炭鉱各坑内ニ至リテハ一大劇震ヲ蒙レリ」[176]。かくして、地震後の三池炭鉱にあっては、地震発生の当日こそ、格別の異変も見られなかったが、翌朝、かねてより恐れられていた事態が立ち現れるに至った。勝立坑が「深サ80―100、ニ至リテ熊本地震ノ influence ヲ受ケ溺水ノ害ヲ蒙」[177]ったのである。その間の経緯を、「勝立坑水害ニ関スル上申書」は、次のように伝えている。「二十九日午前ニ至リ湧水頻リニ其量ヲ増シ来リシカハ、技師及役員ハ四方ニ奔走シ百方疏水ノ方法ヲ尽シ衆心一致殊死シテ之ニ当リシモ、午前八時三十分頃ニハ、勝立坑ノ如キハ七箇ノ釜ヲ用ヒテ一分時間ノ量三百五拾余立方尺ノ多キヲ疏水シ（平常ノ疏水ハ二百八拾壱立方尺ニ比スレハ七十立方尺以上ノ増量ナリ）、尚ホ急ニ予備ノ機鑵三箇ニモ点火シテ頗ル準備ヲ為セシニ、湧水ノ量弥増加シ、其速カナル予備機鑵蒸気ノ未タ沸騰セサルニ、終ニ水量ハ四百立方尺以上ニ至リ、坑内備付ノ喞筒モ浸水シ、如何ナル力ヲ以テスルトモ今ハ之レニ敵スル能ハス、坑内ノ喞筒悉ク埋没シ、全ク水坑トナルノ不幸ニ遭遇仕候」[178]。

三井組（三井三池炭鉱社）は、勝立坑の水没という憂慮すべき事態が顕在化したのを受け、まず、およそ一ケ月後の明治二二年（一八八九年）八月三一日、すでに触れた「勝立坑水害ニ関スル上申書」を添付しつつ、「勝立坑水害御

表6　九州地震による被害状況

郡	市	名	潰	半潰	死	傷	落橋	橋梁毀損
熊		本	33	20	5		3	3
			31	17	3	5	6	
飽		田	145	125	15	34	10	17
			149	174	15	34	12	21
託		摩	11	53		6	2	4
			4	6				
上	益	城	14				4	3
			14					
下	益	城	2	1			2	
			2	1			1	
玉		名	13	27	0	7	3	14
			―	2	2	35		
	計		239	236	20	54	24	41
			200	200	20	74	19	21

出典：上欄は震災予防調査会報告92号5頁(1920年)による。下欄は中央気象台地震報告による。上欄の計は県の合計である（ただし、宇佐美・前出注(174)106頁から引用させていただいた）。

実検之義ニ付御願」と題する文書を松方正義大蔵大臣宛に提出した（差出人は、「三池鉱山払受人佐々木八郎代　西村弔四郎」と表記されている）。しかし、右文書では、未だ、「就テハ同坑之後事ニ付尚ホ審按上申仕候義モ可有之候間、何卒此際御省ニ於テ同坑実地之状態御実検為シ置被下度此段奉願上候也」[179]と述べるに止まるものであった。なお、右文書に添付された「上申書」では、すでに引用した勝立坑に関する報告にあわせ、他三坑に関する地震後の現況についても、次のように報じている。「大浦七浦宮ノ浦ノ三坑モ非常ニ増水シ殆ンド防禦ニ困難仕候、後ハ幸ニ新機鑵ノ備付ヲ了リ居殊ニ人夫ヲ増シテ頗ル疏水ヲ勉メタリシカバ、僅カニ防禦ノ功ヲ奏シタリシモ、之レカ為メ今日ニ至ル迄尚ホ出炭額ハ平日ニ復セサル次第ニ御座候」[180]。

しかしながら、九州地震よりおよそ一年後の明治二三年（一八九〇年）八月四日に至ると、先の文書にいう「尚ホ審按」の結果か、三井組（三井三池炭鉱社）は、さらに、「三池鉱山ノ内勝立坑地震ニヨリ廃坑トナリタルニ付歎願」と題する非常に重要な文書を、同じく松方正義大蔵大臣宛に提出するに及んだ（差出人は、「三井組総代三井高喜代理西村弔四郎」と表記されている）。右「歎願書」は、その後最終的には、大判（第一民事部）明治二七年一一月一三日にまで行き着く法的論議の、いわば火種とでも目すべき重要な文書である。その内容は、次のとおりである。[181]

三井組は、三池炭鉱の払下げ入札にあたり、「出炭概計予算表」などの資料を参考にしつつ、最高価格の申出をして落札したが、「料ラズモ本鉱山御引渡於受候後、幾バクモナク大地震ニ遭ヒ」、「概計予算表ニ於テ四坑ノ第一ニ置カレタル勝立坑全ク廃坑ト相成、啻ニ該坑内外ノ器械其他ノ物件喪失廃毀シタルノミナラス、本鉱山将来ノ出炭高ニ於テモ、来ル明治廿九年十二月マテニ右概計予算表ニ照シ百弐拾三万屯ヲ減シ、来ル明治卅五年十二月マテニハ該表ノ割合ニ従ヒ総計弐百七拾三万屯ヲ減スヘク、私ノ将来稼行上収支損益ノ予算ニ於テ莫大ノ差異ヲ生シ候次第ニ立至リ、今更何共当惑至極ニ御座候」。このように、「実ニ私ニ於テ予期セサル非常ノ損害ヲ相蒙リ候次第ニ立到リ候。因テ不

得已右損害ニ対シ相当ノ御処分奉仰度、謹テ其事由ヲ詳陳シ歎願仕候」。

右歎願の根拠として、「歎願書」が挙げるところは、次の三点である。第一に、「命令書」五条に明らかなように、「来ル明治卅五年ニ至リ私儀御払下代金ヲ完納仕候迄ハ仍ホ御省ノ御所有ニシテ、私儀ハ夫レ迄ノ間ハ其営業権及付属物件ノ所有権共総テ之ヲ有セス、単ニ其御貸下ケヲ受ケタル人、即チ将来ノ御払下ヲ契約シタル拝借使用者ニ過キス。而シテ、右貸下ケノ間ニ於テ斯ル非常ナル大地震ニ遭ヒ、本鉱山第一ノ良坑ヲ陥没シ并該坑内外ノ器械其他ノ物件ヲ喪失廃毀セラレタルハ、御省ニ対シ奉リ深ク恐入候義ニハ御座候」。しかし、右損害が、「畢竟天地自然ノ変、人力ヲ以テ奈何ントモスヘカラサルノ禍ニ因リタルノ情況ハ、疾クヨリ御照察被下置之儀ト奉存候」。かように、「御省御所有ノ物件御貸下ケノ間、即チ御所有ノ権尚ホ御省ニ属スルノ間ニ於テ、非常事変ノ為メ、其一部殊ニ将来最モ利益アル部分ヲ御喪失相成、最初御示相成候出炭概計予算表ト巨額ノ差違生シ候次第ニ立至リ候儀ニ御座候」。よって、「何卒御省ニ於テ相当ノ御処置被成下度奉存候」。

第二に、「命令書」六条の明文規定については、「私ニ於テモ固ク御請仕居候得共、右『何等ノ事情』トハ初ヨリ何等ノ事変ト其意義ヲ混スヘキモノニアラス。即チ」「右『何等ノ事情』トハ、人事上普通応ニアリ得ヘキノ情態、即チ市場ニ於ル炭価ノ下落、内外運賃ノ騰貴又ハ採炭費ノ増加若クハ鉱夫同盟罷工等ノ如キコトヨリ生スヘキ苦情ヲ御指シ相成タルモノニシテ、決シテ右勝立坑ヲ廃坑トナシタル如キ、天地不測ノ事変、即チ人事上予測シ得ヘカラス及ヒ人力ヲ以テ奈何ントモスヘカラサル異変ノ場合ニマテ包含スルモノニアラサルコトハ、普通法理ニ照ラシテ当然ノ解釈ト奉存候。固ヨリ私儀ハ最初ヨリ此解釈ヲ以テ御請仕候儀ニテ、御省ニ於テモ決シテ事変ト事情ト其意義ヲ混セラレ、斯ル天地不測ノ事変迄モ強テ右『何等ノ事情』トノ五字中ニ包含セシメラレ、所有御物件ノ御管理中ニ於テ天地ノ事変ニヨリテ廃滅シタル部分ニ対スル代価マデモ、御貸下ケヲ受ケタル人ノ損失ニ帰セシメラレ候御趣旨ニハ無之

儀ト奉存候」。

さらに第三に、「反復御命令書ヲ熟覧仕候ニ、該御命令書ハ、徹頭徹尾本鉱山ハ当時ノ現形現況ノ侭存在シ及存在セシムヘキモノトシテ立言セラレ、左レバコソ第七条第一四条第一五条第一六条及第一七条ニ於テ、代価弁償物件修理又ハ原形ニ復サシメ若クハ代品補充等ノ義務ヲ御貸下ケヲ受ケタル人ニ負担セシメラレ候儀ニ可有之。果シテ然ルトキハ、若シ本鉱山カ御貸下ヲ受ケタル人ノ奈何トモスルコトヲ得サル天地不測ノ事変ニ因リテ其当時ノ現形現況ヲ変シタル場合ニ於テハ、乍恐御省ニ於テ其損害ヲ御負担被下候義、寧ロ該御命令書ノ精神ニ可有之カト奉存候」。

そして、右「歎願書」が大蔵省に具体的に歎願する「相当ノ処分」の内容については、次のように述べている。「因テ何卒右情況篤ト御照察被下、右勝立坑ニ代ルヘキ新坑一ケ所御開鑿被下、并ニ、該新坑竣功マテノ間ニ於テ勝立坑ヨリ採掘シ得ヘカリシ石炭四拾九万噸ノ利益ニ相当スル、金額三拾弐万六千三百四拾円」を「本鉱山御払下代金ノ内ヨリ御控除被下候様、相当ノ御処分被成下度此段奉伏願候也」。なお、右金三二万六、三四〇円の算出根拠については、「廃坑ニ帰シタル勝立坑ノ代リトシテ新ニ企坑セラレ、来ル明治廿六年十二月迄ニ竣功スルモノトシ、本年ヨリ右竣功ノ日迄四ケ年間勝立坑ヨリ得ヘカリシ出炭合計四拾九万屯［参照、［表4］―著者注］ニ対スル純益金ニシテ、其計算方ハ」「損益概計予算表［参照、［表4］―著者注］ニ掲クル十ケ年間総純益金ヲ同売炭高ニテ除シ、平均壱屯純益金六拾六銭六厘ヲ右四ケ年間出炭高四拾九万屯ニ乗シタルモノナリ」[182]とされている。

以上の「歎願書」については、次のような特徴点を指摘することができる。まず、第一に、「歎願書」では、勝立坑の水没（廃坑化）という事態が、「非常事変」「天地自然ノ変」ないし「天地不測ノ事変」に拠るものであるとしていること。すでに見たように、九州地震の発生より四ケ月程前にも、異常な出水量（一分間あたり三九〇立方尺にも及ぶ）に悩まされた経緯があるにもかかわらず、同坑の水没による損害を「実ニ私ニ於テ予期セサル非常ノ損害」と言

い切っている。確かに、地震発生以前にあって同坑が水坑に帰す可能性は、なお潜在的なものであったともいえるが、地震後に水坑に帰した際の四〇〇立方尺以上という出水量の具体的数字は、示唆的である。第二に、右「天地不測ノ事変」とは、「人事上予測シ得ヘカラス及ヒ人力ヲ以テ奈何ントモスヘカラサル異変」であるとしたうえで、「命令書」六条にいう「何等ノ事情」には、勝立坑の水没（廃坑化）は包含されないと解釈すべきである旨を明言したこと。そして、「何等ノ事情」の法的意義については、「人事上普通応ニアリ得ヘキノ情態」であると論じた。第三に、右旨の解釈が「普通法理ニ照ラシテ」当然の解釈であると論じたこと。ここにいう「普通法理」の意味については、のちに見る法制局長官の議論と同様に、イギリスのコモン・ローの解釈原理を指すものとして理解することができる。この場合、具体的には、Act of God をめぐる法解釈論が取り扱われており、「歎願書」は、この点に関して、*Pandorf v Hamilton* (1886) 17 QBD 670 などのイギリスの先例に依拠したものと推測することができる。[183] 第四に、「天地自然ノ変」「天地不測ノ事変」に際しての法的負担は、すべて所有権者の負担であるべきことを明言したこと。その法的根拠について「歎願書」は触れていないが、第三点と同様に、イギリスの法原理に依拠したものと推測される。なお、筆者は、これらの立論の仕方から、右「歎願書」の作成者は、のちの三池鉱山震災損害賠償請求事件においても三井組の訴訟代理人に任じた、高梨哲四郎代言人ではないかと推察する。[184] 第五に、「歎願書」にあっては、すでに公布されていた旧民法典（明治二三年法二八号）[185] への言及が全くみられないこと。そして何より、第六に、先の「命令書」において不透明であった、払下げ代金の完納以前における払受人の法的地位について、「単ニ其御貸下ケヲ受ケタル人、即チ将来ノ御払下ヲ契約シタル拝借使用者ニ過キス」と明言したこと。払下人である国（大蔵省）が、「物件ノ御管理」にあたるとまで表現しており、払受人側には、払下げ代金の完納以前の段階にあっては、鉱山ならびに付属物件の使用収益などに関して、何らの物権的権能も帰属していないと論じるようである。払受人の直接占有下にある三池炭鉱

について、そのいう「拝借使用者」は、どこまでの権能があることを承認しようとするのであろうか。さらには、第七に、「相当ノ処分」として具体的に歎願する内容が、まず、金三二万六、三四〇円を「払下代金ノ内ヨリ御控除」することの請求であること。いわば、不可抗力による売買目的物の一部滅失という場面において、代金減額の請求をなすものであるといえる。また、第八に、代金減額の請求のみならず、同時に、「勝立坑ニ代ルヘキ一ケ所御開鑿」することまでも求めていること。いわば、不完全履行の場面において、完全履行請求権を行使するものであるといえる。そして最後に、「歎願書」で具体的に論じられている内容が、①「三池鉱山払下規則」には対応する規定が存在せず、「命令書」で新設された規定（「命令書」五条、および、一四条ないし一七条）、および、②「三池鉱山払下規則」にすでに対応する規定が存在していたが、「命令書」でより厳しい法的表現が追加された規定（「命令書」六条七条）の解釈にかかわること。ことに同六条では、対応する「三池鉱山払下規則」一二条の文言に「基他一切ノ変更」という文言を付加し、払下げ年賦金の支払に関しては、事情の変更による宥恕を認めない方針がより鮮明にされたにもかかわらず、三井組は、「私儀ハ最初ヨリ此解釈ヲ以テ御請仕候」といいながら、「歎願書」提出の時点で、あえて、「命令書」六条の解釈論を展開している。このことは、この時点以前には（「命令書」の作成・下付までは）、三池炭鉱の払下げに関し、払下げ契約の当事者間で、両者の権利義務内容をめぐる具体的交渉（ないし折衝）がなされていなかったことを浮き彫りにしているともいえる。[186] したがって、払下げ代金の完納以前の段階にあって、三池炭鉱の払受人側にいかなる具体的内容の権利義務が承認されるかは、九州地震による勝立坑の水没という具体的事件の発生を契機に、右事件の後処理として、「命令書ノ精神」をめぐる当事者間の折衝に委ねられたのであり、そして今、この「歎願書」の提出によって、右折衝が開始されたといえるのである。

(153) 三宅＝栂井・前出注(83)三四頁。

(154) 黒田内閣(明治二一年〔一八八八年〕四月三〇日発足)の陣容は、次のとおりである。

内閣総理大臣　黒田清隆（伯爵）　　枢密院議長　伊藤博文（伯爵）
外務大臣　大隈重信（伯爵）　　海軍大臣　西郷従道（伯爵）
農商務大臣　井上　馨（伯爵）　　司法大臣　山田顕義（伯爵）
大蔵大臣兼内務大臣　松方正義（伯爵）　　陸軍大臣　大山　巌（伯爵）
文部大臣　森　有礼（子爵）　　逓信大臣　榎本武揚（子爵）

すでに見た(参照、前出注(86))ように、官営三池炭鉱の時代に、三井物産が三池炭の一手販売権を取得するにあたっては、井上や伊藤の尽力があったようである。そこで、三池炭鉱の「払下問題の蔭に、井上、伊藤などの力が動いただろうことも、想像に難くない。ところが、…〔中略―筆者〕この払下について、三井と井上の間に特別のことがあったと証拠立てる資料は、ちょっと見当らない」(三宅＝栂井・前出注(83)三五頁) とされている。

右にいう水面下の画策が存在したかどうかはなお不明であるが、三池炭鉱の払下げが「明治二十二年一月一日ノ現形ヲ以テ」なされる旨の規定(「三池鉱山払下規則」一条、「命令書」一条)が、三井物産との三池炭販売委託契約の満期とかかわるとされること(参照、前出注(124)に対応する本文) は、この点にも示唆を与えるように思われる。

なお、黒田内閣は、明治二二年（一八八九年）一二月二四日に総辞職して、第一次山県有朋内閣が成立する。のちに見るように、勝立坑の水没をめぐる三井組の具体的折衝は、この第一次山県内閣が相手となった。

(155) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一七一頁。

(156) 「勝立坑水害御実検之義ニ付御願」(松方家文書・前出注(117)五七コマ) 中の言葉である。

なお、本節(「勝立坑の水没をめぐる折衝」)で主に扱われる、三池鉱山払下代金減免の歎願に関する資料は、松方家文書第六〇冊中、「鉱業　24　三池鉱山払下代金減免ニ関スル一件書類」の項目のなかに保存されている。

(157) 角山榮＝川北稔＝村岡健次・生活の世界歴史10　産業革命と民衆〈文庫版〉二九頁〔角山榮　執筆〕(河出書房新社、一九九二年)。

(158) 角山・前出注(157)二八頁は、石炭需要の増大に伴う「石炭＝炭鉱開発のための技術的課題」は、「とりわけ（一）炭鉱の排水、（二）石炭輸送ならびに（三）石炭を製鉄工程に応用する技術開発の三つの課題」であるとしたうえで、次のようにいう（ただし、

原著とは、前後の文章を入れ換えさせていただいた)。

「こうした課題は、一七世紀後半、全世界の石炭生産量のほぼ八五パーセントを占めていたイギリスに特有の課題であったといってよい」ものであり、これら「課題を解決する過程」が「その後十八世紀の産業革命へ至る過程」である。

(159) 角山・前出注(157)二九頁。

Encyclopeadia Britannica (vol.5, p.870 [1959]) にも、次のような記述がある。「イギリスの炭鉱にあっては、非常に早い時期から、排水が問題であって、水が、炭鉱が掘鑿される深さを制約していた。そこに、一七一一年、Wolverhamptonの地に、Thomas Newcomenが、蒸気機関の萌芽的発想を含む蒸気ポンプ第一作をもって登場した。かくして、坑内排水に効率の良いポンプが現れた」。

わが国においても、次のような記述がある。「坑内排水に蒸汽喞筒を利用せざりし時代に於ては総て人力により、水桶を用ひ段汲みをなすか、吸子喞筒と称し構造簡単なる吸揚式喞筒を用ひ或は水箱を用ひ、浅き部分の採掘をなしたるものなるが故に少しく水量増加するか、或は深き部分の採掘に至れば入力にては排水不可能となり掘進を中止し廃坑するの外なかりき。蒸汽喞筒を始めて利用せしは明治二年高島炭鉱に於て堅坑底に使用せしを以て嚆矢とする」(鉱山懇話会・前出注(62)三五三―三五四頁)。

(160) たとえば、かつて東洋一の金山としての名声を得た鯛生金山についても、次のような記述がある。「坑内が深くなるにつれて湧水が多くなり、排水が難事であった。当初は孟宗竹に活塞弁をつけた手動のポンプで揚水していたが、日露戦争後に蒸気ポンプが導入されることになった」(松本恒平・鯛生金山史二一頁(著者発行、一九八九年))。

(161) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(96)一九三頁。

(162) たとえば、参照、前出注(62)に対応する本文。

(163) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)一六四頁。

(164) 鉱山懇話会・前出注(62)二五五頁。

この箇所で、払下げにより、「官業より三井家の有となるや」と表現している点に、何より注目したい。「有」という表現は、通常、「持つこと。持ちもの。所有」(松村　明(編)・大辞林二四五三頁(三省堂、一九八八年))を意味するのであるから、右表現は、一般人の法感覚としては、すでに払下げを受けた段階で、三井組に三池鉱山の所有権(一般的には、鉱山の「営業権」のことまでは、思い及ばないところであろう)が帰属したと判断されたことを示唆するからである。したがって、ここでも、焦点は、所有権留保的構成(「命令書」五条)の理解に帰着しよう。

(165) 松方家文書・前出注(117)六四コマ。
　のちに見る、「三池鉱山ノ内勝立坑地震ニヨリ廃坑トナリタルニ付歎願」中の言葉である。
(166) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)二〇七頁。
　なお、官業時代における勝立坑開鑿事業の最終成果については、参照、前出注(148)に対応する本文。
(167) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)二〇七頁。
(168) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(96)一六九頁。
(169) 勝立坑開鑿における労働環境については、次のような記述がある。
　「デーヴィ・ポムプ未だ到着せざりし以前坑内の排水にスペシャル・ポムプを使用した時代にはポムプの運転に蒸気を送る為坑道甚だ熱く、梅雨季にはポムプは半ば水に浸る、其水の中にて作業する、而かも三千尺の長距離を十二寸の鉄管を以て蒸気を送る為坑道の温度は百十度にも上り、坑夫は其中に於て労働する、ポムプのヴァルヴに故障ありし時など熱湯の如き水溜の中にて作業する為坑夫はゆで蛸の如くなる。勝立坑開鑿の坑底蒸気のエキゾースも排出されて坑内水熱湯の如くなれる中に働き一時間もすればゆで蛸の如くなれる労働者は一時出で来りて少憩の後又々入坑する」（故団男爵伝記編纂委員会・前出注(100)二四一―二四二頁）。
(170) 松方家文書・前出注(117)五九コマ（ただし、判読上の便宜のために、句読点を施した。以下、同じ）。
　のちに見る、「勝立坑水害ニ関スル上申書」の中の言葉である。
(171) 松方家文書・前出注(117)五九コマ。
(172) 東京日日新聞明治二二年七月三一日［五三二七号］三頁。
　同箇所では、「去る廿八日午後十一時四十八分熊本県に強烈なる地震ありし同夜殆んと同時に大分県にては強震長崎県にては稍々烈しき地震宮崎県にては単に地震ありとの電報ありたり右の外柳川福岡にも大震ありたれば九州の地震といふも過言ならず」という。
　なお、右新聞記事と宇佐見・後出注(174)一〇五頁とでは、右地震の発生時間が若干異なっているが、筆者は、本文では、一応、後者を採用した。
　また、この九州地震についての記事は、官報にも見られる（官報明治二二年七月三〇日［一八二五号］九頁、同明治二二年七月三一日［一八二六号］一〇頁）。
(173) 参照、前出注(172)中の新聞記事。

故団男爵伝記編纂委員会・前出注(96)一六九頁では、「あの熊本の大地震」と表現している。

(174) この地震のデータなどについては、参照、宇佐美龍夫・資料日本被害地震総覧一〇五頁以下（東京大学出版会、一九七五年）。

(175) 宇佐美・前出注(174)一〇頁。

(176) 松方家文書・前出注(117)五八コマ。

(177) 故団男爵伝記編纂委員会・前出注(96)一九三頁。

(178) 松方家文書・前出注(117)五八コマ。

(179) 松方家文書・前出注(117)五七コマ。

(180) 松方家文書・前出注(117)五八―五九コマ。

(181) 松方家文書・前出注(117)六二―六六コマ（ただし、引用に際しては、適宜、前後の文章を入れ換えさせていただいた）。

(182) 「新坑竣功迄ノ間勝立坑ヨリ採掘シ得ヘカリシ石炭ノ純益金調」松方家文書・前出注(117)六七コマ。

(183) *Pandorf* v *Hamilton* (1886) 17 QBD 670 のケースは、米の海上運送に際して、船内バスルームに通じるパイプが鼠齧により穴をあけられ、このため侵入した海水により米に損害が生じた事案に関する。エッシャー卿(Lord Esher)は、判決文のなかでAct of God に触れ、商取引上の意味として、Act of God とは、「予見することができず、かつ、防禦することができない異常な事態」(at 675) であると論じた（もっとも、右事案はAct of God の事例にはあたらないと判断された）。

右の定義は、「歎願書」における「天地不測ノ事変」の定義と完全に符合しているといえる。

さらに、「歎願書」の作成にあたり、あるいは参酌されたと推測されるイギリスの先例としては、たとえば、*Nichols* v *Marsland* (1875) LR 10 Ex 255（異常な降雨のケース）; *Nugent* v *Smith* (1876) 1 CPD 423（海上における異常気象のケース）などが挙げられる。

なお、Act of God に関する最近の研究として、*see*, C.G. Hall, 'An Unsearchable Providence : the Lawyer's Concept of Act of God', 13 Oxford Journal of Legal Studies 227 (1993).

(184) 三池鉱山震災損害賠償請求事件において国の訴訟代理人に任じた原嘉道弁護士が、三井組の訴訟代理人について、「従来三井組に関係のあつた高梨哲四郎氏」（原・前出注(37)一七九頁）と語っているところから、筆者は、訴訟以前の段階にあっても、同氏が勝立坑の水没をめぐる折衝に主体的にかかわったのではないかと推察する。

同氏は、明治一四年（一八八一年）六月に提起された東京組合代言人より日報社に対する名誉回復訴訟（この訴訟は、文書誹毀に

関するわが国最初の民事訴訟とされている（参照、五十川・前出注(19)四二頁注(102)）。同訴訟の経緯等については、参照、奥平昌洪・日本弁護士史三四二頁以下（有斐閣、一九一四年）において、被告の訴訟代理人に任じた。たとえば、その訴状に対する答弁書のなかで、「起訴者ニシテ先ツ其請求ノ目的ヲ指示スヘキコトハ普通ノ条理ナリ起訴者ニシテ先ツ其請求ノ証拠ヲ出スヘキコトハ之レ又普遍ノ条理ナリ」（奥平・右掲書三五八頁。傍点は筆者）などと論じており、同氏がイギリスの法原理に通暁していることは明らかである。

しかしながら、高梨哲四郎氏（安政三年〔一八五六年〕二月出生―大正一二年〔一九二三年〕二月死去）については、「法学を修めた後、代言人となる。明治二三年七月に衆院議員に初当選。以来通算七回つとめる」（日外アソシエーツ株式会社（編）・政治家人名事典三〇〇頁（同社、一九九〇年）などとされるが、同氏が受けた法学教育の具体的内容をも含め、なお不明の箇所が多い。

(185) 参照、前出注(36)。

(186) この点については、すでに指摘したところである。参照、前出注(138)。

（未　完）